

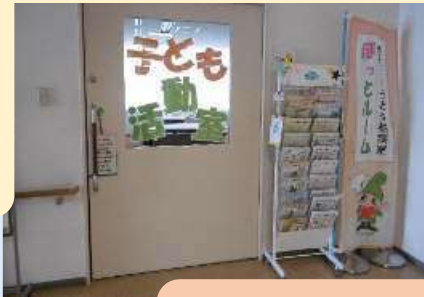
西東京市子どもの権利擁護委員 令和7（2025）年度活動報告



いこいな
©シンエイ／西東京市

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

ルピナスまつり



新しい子どもの居場所



ほっとルームレター



大学での講義の様子

昼の放送の様子



出張授業の様子



はじめに

この度、子どもの権利擁護委員（CPT）と子ども相談室（ほっとルーム）の令和7（2025）年4月1日から1年間の活動報告をまとめました。令和元（2019）年8月に開設された「ほっとルーム」は、西東京市の子どもたちの権利を守る相談・救済機関として歩み続け、7年目を迎えた1年でした。当年度は、子どもたちにとってより「身近な存在」となることを目指し、新たな相談方法の充実に特に力を注いだ1年でした。

当年度の大きな特徴の一つは、前年度から試行してきた「ほっとルームレター」を本格的な相談方法として導入したことです。切手を貼らずにポストへ投かんできるこのミニレターは、自らの思いを文字にすることで整理したい子どもたちに広く受け入れられ、これまで届かなかった子どもたちの「声」を受け止める大切な窓口へと成長しました。

また、私たちは「相談を待つのではなく、子どもたちがいる場所に出向く」アウトリーチにも積極的に取り組みました。例年実施している市立小・中学校での出張授業の機会に、昼休みの校内放送を通じて擁護委員や専門員の声を直接届けました。その上で、短時間ながら昼休みなどの時間に学校の施設をお借りして「出張ほっとルーム」を実施しました。さらに、児童館や児童センターでの出張ほっとルームも行い、子どもたちの日常の動線の中で直接声を聴く機会を増やしました。

当年度の相談状況を振り返ると、新規相談の総件数は182件となりました。その内訳は、来談・電話・メールといった既存の方法による新規相談が79件であったのに対し、新しく本格導入した「ほっとルームレター」が48件、そしてアウトリーチとして行った「出張ほっとルーム」による面談が55件という結果になりました。既存の方法による相談件数が例年並みである一方で、新しい入り口を追加したことで、これまでほっとルームとして十分に拾いきれていなかった子どもたちの「潜在的な困り感」を、「相談」につなげることができたと考えています。

しかし、相談の入り口を広げ、多くの声が届くようになったからこそ、私たちが大切にしなければならないことがあります。それは、勇気を出してつながってくれた子どもたちの相談体験を、ネガティブなもので終わらせないようにしなければならないということです。

私たちは出張授業の場で常に、子どもたちに「相談できることが強さなんだ」と伝えています。その言葉を実感してもらえよう、一つ一つの相談に丁寧に向き合い、相談という体験をその子の人生を支えるポジティブな力（強さ）へと変えられるように、努力してまいります。

「ほっとルーム」を今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

西東京市子どもの権利擁護委員一同

目次

はじめに

メッセージ	代表子どもの権利擁護委員 木村 真実	1
	子どもの権利擁護委員 井利 由利	3
	子どもの権利擁護委員 澤田 稔	5
第1	西東京市子どもの相談・救済機関の概要	
1	西東京市子ども条例	7
2	西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）	9
3	西東京市子ども相談室 ほっとルーム	11
4	愛称と由来	11
第2	相談・調整活動、調査活動の状況	
1	令和7（2025）年度の相談状況（統計）	12
2	事例報告（相談・調整活動の実際）	20
3	調査活動の状況	24
第3	広報・啓発活動等の状況	
1	子どもへの広報・啓発・相談しやすい仕組みづくり	25
2	おとなへの広報	35
第4	その他の活動	
1	擁護委員の講師派遣や参加	36
2	研修	36
一年を振り返って		
	子どもの権利擁護相談・調査専門員	37
参考資料		
	西東京市子ども条例	40
	西東京市子ども条例施行規則	46
	機関紙・啓発品等	

活動報告内で使用されている略称の一覧

正式名称	使用略称・愛称
西東京市子ども条例	子ども条例
西東京市子ども条例施行規則	子ども条例施行規則
西東京市子どもの権利擁護委員	擁護委員・CPT
西東京市子ども相談室 ほっとルーム	子ども相談室・ほっとルーム
西東京市子どもの権利擁護相談・調査専門員	専門員

私が大切にしていること、したいこと

子どもの権利擁護委員（CPT）

代表擁護委員 木村 真実



1 はじめに

木村真実です。25年間弁護士の仕事をしてきました。

子どもや親権者の代理人として様々交渉したり裁判したりすることが多かったですが、児童相談所や学校の相談を受けていたこともあります。また、未成年後見人（親権者がいない子どもの親代わりをする）や人身保護請求手続での国選代理人、少年事件での付添人などもしてきました。現在はこの西東京市での子どもの権利擁護委員のほか、子どもシェルターの運営にも関わっています。

そうした中で学んだのは、子ども一人ひとりが大切にされていくことが大切だということ、子どもが生きていくには「味方」が大切だということと、そして相手のことを理解しようとするのが大切だということです。

2 子ども一人ひとりが大切にされていくことが大切だということ

僕たちは、子どもを大切にしていると思っています。子ども一人ひとりが違うことも分かっています。

でも、一人ひとりを違うように大切にすることはなかなか難しいことです。兄弟姉妹を平等に扱うことは大切ですが、平等に扱うということは同じに扱うということではありません。それぞれの違いに応じて声をかけ、違いを踏まえて話を聞き、違いに応じて対応を考えていく。それは学校でも同じで、クラスの子どもたちに同じように接しているつもりでも、それぞれのニーズに応じていなければ大切にしていることにならないのだと思います。

さらに、一人ひとりが大切に「されている」と感じるようにすることはもっと難しいです。おとなは届いていると思っている思いや言葉が子どもに届いていないことがままあります。ことが大きくなってからそのことが分かっても取り戻すのに時間がかかることがあります。

いじめや不登校など大きなことがおこったとき、「あなたが大切。生きていてくれればそれでいい。」という気持ちが伝わるとよいなあ、と思っています。



芝久保小学校での出張授業の様子

3 子どもが生きていくには「味方」が大切だということ

ふたつめです。おとなも味方が必要ですが、子どもにとっても「味方」は大切です。とりわけ世界みんなが敵のように思えるとき、寄り添って話を聞き、自分のたいへんさを分かってくれ、時にはともにたたかってくれる「味方」が必要です。安心基地としての親や友だち、居場所としての学校や習い事など。こうした人たちは時には「敵」になるけれど、「味方」になってくれるととっても力強い。

ほっとルームも「味方」になりたいなあと考えています。

4 相手のことを理解しようとするのが大切だということ

みつつめは、相手のことを理解しようとすることの大切さです。

人間は、本当の意味で自分以外の人間を理解することはできません。

でも、理解しようとはでき、理解しようとしてくれているなと感じてもらうこともできます。時々、理解しようとしすぎて分かんなくなっちゃったり、理解しようとしてくれる気持ちが重くなっちゃったりすることもあります。それでも、僕は誰かが言っていた「『やさしい』っていう言葉は、『痩せるほど相手のことを思う気持ち』からきているんだって」という話が好きです。相手からはどんな風景が見えているのだろう、って考えてみることも大切ですよね。

ほっとルームも、相談に来てくれた子どもや親御さんの置かれた状況や気持ちを理解しようと努めます。

5 結び

いつも思うのですが、様々な経験から何が大切かはお話できても、自分自身の子ども時代はもちろん、おとなになって自分の子どもに対してできてきたかという、ととてもとても…、です。3人の子どもからは自分の至らなさを学ぶことばかりです。

でも、だからこそほっとルームのような場所の意味があると思うのです。分かっているてもできなかったり、うまく届かなかったり。そんな「困った」を一緒に何とかしたい。そんな思いで、今日もほっとルームは開いています。



西原北児童館での出張ほっとルーム

不確かさを抱えられる力と聴く力

子どもの権利擁護委員（CPT）

擁護委員 井利 由利



子どもの権利擁護委員の井利由利です。

擁護委員を務めて 6 年目。その間たくさんの相談を受けてきました。多くの子どもたち、若者の気持ちや想い、そして苦しみを聴いていると、どうしたら日本の若者たちが幸福だと感じられる社会を作っていくことができるのだろうか日々悩み続けています。

日本の子どもの精神的幸福度は世界 36 か国中 32 位ととても低く、（2025 年 5 月発行ユニセフ・イノチェンティ研究所報告書「レポートカード 19」より）若者の自殺者は、年々増加しています。幸福度第 1 位のオランダの子どもたちは、「私たちは自由と人権が守られている」と話したと聞きました。日本の子どもたちに果たして自由と人権があるのか、子どもたちが、そして周りの私たちおとながまずは、「自由」とは何か、「人権」とは何か、その意味を分かなければなりません。果たして自分自身はどうかと自問自答する日々です。

私は、擁護委員のほか、高校生以上の不登校、ひきこもりの方々の相談やカウンセリング、居場所、社会参加準備支援、家族会を 35 年以上続けてきました。日々の相談業務に追われる毎日ですが、カウンセリングや居場所に来てくれる多くの若者たちと、どう生きればいいのかの問いを共に考えながら、私自身も共に生き、生き方を変えてきたように思います。彼らから教わったことが何よりの宝です。

彼らの話を聴いていると、さまざまな困難の底に子ども時代の経験（逆境体験）があることが多くあります。もっと早くに誰かが手を差し伸べていれば…と思うことが少なくありません。

また、自身の「こうでなければならない」「こうあるべき」に縛られて、自由がなく、自分を押し殺して、話す言葉を選び、生活せざるを得ない子どもたちが多くいます。いわゆる「過剰適応型」です。不登校の子の 6 割を占めるとも言われています。

中高生の子どもたちに、そのような悩みがとても多いとの話をしたところ、不登校の経験のある、ある高校生は、「すごくよく分かる、ずっと学校でも、もしかしたら家でも演技をしてきました。だから学校へ行けなくなったんだと今は、思います。」と話してくれました。

一方で「日本人は空気を読んで、自分を出さない奥ゆかしさを美德としてきたから、そこは日本人のいいところかとも思うんです。どういう風に考えればいいんですか？」



保谷柳沢児童館での出張ほっとルーム

と話す高校生もいました。「うーん、確かに。どうすればいいんだろう。」とはっきりとした答えは出ません。互いに「うーん。そうだよーねー。バランス?」と見つめ合って、ちょっと笑って別れました。

答えは出ないけれど、一緒に考える人がいる、自分の中の疑問として持ち続け、問い続け、話をしていくことが大切だと思います。

この不確かであいまいな状況に耐えることが実はとても重要だったりします。私自身も、ようやく、その不確かさを抱えていけるようになったような気がします。でも3人の子どもの（もうとっくにおとなですが）母としての私はまだまだ難しく、どうしてもはっきりとしたアドバイスを言わなければと思ってしまいます。子どもはただ、つらい…と言いたいだけ、聴いてもらいたいだけなのに、問題の原因を探ろうとしたり、解決を焦ったりする親との会話のずれが問題をこじらせていきます。

解決する能力はもちろん必要ですが、解決しない能力、「どうにも答えの出ない、どうにも対処しようのない事態に耐える能力」「不確実性に耐える能力」を「ネガティブケイパビリティ」と言います。これは相手のお話を聴く際の相手に寄り添った、共感する能力とも言われています。ある発達障害の子どもたちを見ている先生の講演で、「なんでも黒か白に分けていくのではなく、あいまいさがあるというように子どもの時から教えていくことが必要」とお話していたのを思い出します。効率よく性急に物事を解決することがよいことだと、そして私たちの試行錯誤やトライ＆エラーがしにくくなっている現代へのアンチテーゼを感じます。

相談に来る子どもたちに対して、自分が分からないことを分からないと知り、それを受け入れていくこと、そして、分からないからもっとちゃんと話を聴いていくことの大切さを、子どもたちが、教えてくれます。なぜなら、聴いていくとその子は自分で気づいていくからです。その子らしく成長していくからです。自分の力で。様々な体験を通していろんな人を知り、失敗して、その体験を自分のものにしていくことができるからです。これ以上不安にさせない、疲れさせないでいれば、子どもたちは、しっかりと体験できて学んでいくことができます。

一方で、私は心理士なので、どうしても子どもたちの内面に目を向けがちです。でも、それは子ども本人の個人の問題ではない、もっと複合的で絡み合っていることが、多くあります。環境に働きかけることは常に重要です。子どもの最善の利益を守ること、おとなが、気づかずに権利をないがしろにしていないか、おとなの都合を押し付けていないか、という視点で見ることの大切さをほっとルームでは意識しています。

子どもの権利についての学びは、子どもたちの幸福度を上げてくれるのではないかと期待しています。まずは、おとなが学べる機会を多く持ちたいと思います。権利についてはまだまだ道半ばです。大切に皆さんと考え続けていきたいと思っています。



ルピナスまつりでの様子

初めまして！よろしくお願いいたします。

子どもの権利擁護委員（CPT）

擁護委員 澤田 稔



2025 年度から西東京市子どもの権利擁護委員を務めております澤田稔です。活動報告書でのごあいさつは初めてです。どうぞよろしくお願いいたします。

21 世紀の始まりとともに弁護士となり、25 年が経ちました。様々な業務に関わらせていただく中で、一貫して、子どもの権利に関する仕事に携わってすることができました。少年事件の辩护人・付添人活動、弁護士会の電話・面接相談における相談担当者、子どもの代理人や親をはじめとする子どもの親族の代理人として家庭問題における子どもの利益を擁護する活動、子ども家庭支援センターや児童相談所などの行政機関の立場で子どもの権利擁護に関わる活動、学校からの法律相談を受ける活動などです。そのような中で、子どもオンブズパーソンと呼ばれる業務には関わったことがなかったため、新鮮な気持ちで今回のお仕事を担当させていただいています。

2025 年は、私にとっての子どもオンブズ元年となったわけですが、そのほかに、日本弁護士連合会が取り組むインクルーシブ教育についてのシンポジウムに関わり、東京弁護士会が取り組む子どもの権利の啓発演劇「もがれた翼」シリーズに久々に出演するなど、刺激的な経験をすることができました。

そんなわけで、子どもの権利擁護委員としての活動は、子どもたちやご家族ご関係者のお話を伺いながら日々勉強しているところなのですが、ふだん弁護士として依頼を頂く方の代理人としてする活動とは異なり、西東京市の職員として、独立性を保ちつつ、市民の皆さまの付託を受けて権限を行使するという責任の重さを痛感しています。自分なりのうまい勘所を見つけるために悪戦苦闘しています。

さて、子どもの権利擁護委員は、個別のケースについて、ご相談を受けたり様々な活動をしたりするほかに、学校にお邪魔して授業をさせていただくという活動もしています。私自身は 2025 年にいくつかの小学校にお邪魔しました。子どもたちとじかにふれ合いながら、子どもの権利の勉強をさせていただくことは、自分自身にとってもとても勉強になっていると感じています。子どもの権利の中に、参加の権利というのがあります。子どもが、自分に直接・



出張授業の様子

間接に関係することについて、自由に意見が言えることと、おとな側がそれを十分に考慮することが、子どもに保障されています。そこでは、子どもへの情報提供と、事後的

なフィードバックも重要です。子どもの権利についての授業は、子どもへの情報提供の一場面でもあり、また、授業づくりへの子どもの意見の反映というプロセスにもなります。正直なことを言えば、私は、子どもに対する授業というものにものすごく苦手感があって、あまりやりたくなかったのです。それでも頑張って準備をして授業をしたところ、子どもたちから意見や励ましを頂くことができて、勇気づけられました。それを次の授業の改善に生かすようにしていますが一部をご報告します。例えば、私が文字ばかり書いたスライドを投影していたところ、「（著作権フリーの）イラストのサイトがあるから、その絵を使うといいよ」と書いてくれた子どもがいました。また、動画を流した方がいい、（題材に使っているマンガに）音声や音楽があった方がいい、という意見もありました（まだ対応できていません）。クイズや話合いの時間があった方がいい、という意見もありました（少しずつ対応しています）。そして、授業をやってみて思うのは、分刻みのスケジュールの中でたくさんの授業をこなし、子どもたちや保護者にも対応しておられる先生方のすごさです。私などは、一コマ授業をただで、へろへろに疲れてしまいます。

少し個人的なこともご紹介します。私は、兵庫県伊丹市というところの出身で、高校卒業後に東京に来ました。ふだん関西アクセントを全く感じさせないしゃべりをするのであまり気づかれませんが、いつでも関西アクセントに出来ますので必要でしたらお申し付けください。最も、ずっと関西にいる方からすると、まがい物の関西弁だと言われるかもしれません。

それから、高校・大学と男声合唱に親しんだこともあり、音楽が好きです。また、旅行全般、特に、鉄軌道・バスなどの公共交通機関による移動に興味を持っています。それと、学生時代から韓国朝鮮語への興味があります。ただ、永遠の初級者、というところからなかなか抜け出せない感じです。

ご相談の場面や様々な行事などで、子どもやおとなの皆さまとふれ合えることを楽しみにしております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



「もがれた翼」的一幕

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

1 西東京市子ども条例

子ども条例は、「今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくこと」を目的として平成30（2018）年9月19日制定、10月1日に施行しました。

子ども条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの生活の場における支援と支援者への支援」、第3章「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもの相談・救済」、第5章「子ども施策の推進と検証」、第6章「雑則」で構成される全27条です。その特徴は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

（1）総合的な条例

- ア 考え方・理念、施策の原則、制度設置、子ども条例の実施・検証を総合的に規定
- イ 健康、医療、福祉、教育等子どもに関わる分野を総合的に考慮
- ウ 家庭、園、学校、地域等子どもが生活する場を総合的に考慮
- エ 子どもだけでなく、子どもに関わる人たちへの支援を含み総合的に規定

（2）相談・救済機関の設置

子ども固有の悩み事等について、子どもに寄り添い、一緒に考え、安心・解決できるような相談・救済機関をつくることを定めています。

（3）施策の原則を規定

子どもをめぐる今日的な問題（虐待、いじめ、子どもの貧困、子どもの居場所作り等）に取り組むこと等について施策の原則を定めています。

（4）子どもの育ちを支える関係者への支援を規定

子ども施策が推進されるためにも、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその関係者、地域・住民が役割を十分に果たせるよう支援を受けられることを定めています。

（5）まち全体で育ちを支える

市民をはじめ関係者の連携を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを示しています。

（6）子どもたちにもわかりやすく

子どもが子ども条例に親しみを持てるよう、条文を「です・ます調」で記しています。

子ども条例制定に向けた検討から施行・子ども相談室開設まで

年 度	月	活 動
平成 29 (2017) 年度	8 月	(仮称) 子ども条例策定庁内検討委員会を設置
	8 月 下旬 ～	西東京市子ども子育て審議会に対し、(仮称) 子ども条例の策定について諮問。西東京市子ども子育て審議会は、(仮称) 子ども条例検討専門部会を設置。(仮称) 子ども条例検討専門部会は、翌年 5 月までに、様々な方法で子ども等への意見聴取を実施するなどし、11 回の会議を開催。作成した報告書は、子ども条例の原型となった。
平成 30 (2018) 年度	6 月	子ども条例要綱について、1 か月間のパブリックコメントを実施。「(仮称) 西東京市子ども条例に盛り込む内容の市民説明会」を実施
	9 月	西東京市議会第 3 回定例会に「西東京市子ども条例(案)」を上程。文教厚生委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決
	10 月	「西東京市子ども条例」施行
	3 月	子ども条例リーフレット発行
令和元 (2019) 年度	4 月	西東京市子どもの権利擁護委員 3 人を委嘱
	5 月	「西東京市子ども条例逐条解説」を作成
	8 月	西東京市子ども相談室を開設
	9 月	市内公立中学校 9 校の生徒会に愛称を募集し、小学生のワークショップを経て、市内公立小学校 325 クラスの投票により、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称を決定

2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）

子ども条例では、いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、市長の附属機関として、擁護委員を設置しています。擁護委員の定数は3人以内です。擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

また、市長は、擁護委員の職務を補佐するため、専門員を置きます。

擁護委員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

擁護委員の職務は、次に示す（１）から（６）のとおりです。

- （１）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

擁護委員は、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。

- （２）子どもの権利の侵害についての調査をすること。

必要があれば子どもをはじめ関係者から話を聴く等、事実を調査します。

- （３）子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

権利侵害からの救済のため、関係者との調整や関係者への要請を行います。権利侵害を防ぐため、制度改善などの意見を伝えることもできます。

子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。そのため、一方的な要請や意見提出で、権利侵害の相手方と子どもを対立させてしまったり、子どもの最善の利益にならない場合もあり、擁護委員の調整が重要になります。

「要請」とは、市や市の機関には対応しなければならない「勧告」、市以外の機関には対応するよう努める「要請」の二つの意味があります。

- （４）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

「意見を述べること」とは、市や市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には「意見表明」の二つの意味があります。

- （５）子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

- （６）子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

擁護委員が効果的に活動を進めるためには、市民の理解やほかの相談・救済機関との連携が不可欠です。そのため、活動報告・公表や子どもの権利擁護について必要な理解を広めること、関係者との連携を進めることも職務として定めています。

保護者や育ち学ぶ施設の関係者等が対応に悩み、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれるようなとき、第三者の擁護委員が、調整役として、何が最善かを考え、子どもの権利侵害からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。

○ 令和 7（2025）年度 西東京市子どもの権利擁護委員

氏 名	所 属 等
木村 真実	弁護士
井利 由利	公益社団法人青少年健康センター（茗荷谷クラブ）・臨床心理士・公認心理師・精神保健福祉士
澤田 稔	弁護士

○ 市長への活動内容の報告

子ども条例第 23 条第 1 項には、擁護委員から市長へ、毎年度の活動内容を報告することが定められています。

令和 7（2025）年 7 月 8 日に、令和 6（2024）年度の活動内容を報告しました。



○ 擁護委員の会議

子ども条例施行規則第 15 条第 1 項には、職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員の会議を設置することが定められています。

開催状況

令和 7 年 4 月 8 日、5 月 20 日、6 月 17 日、7 月 8 日、8 月 19 日、9 月 30 日、
10 月 21 日、11 月 18 日、12 月 23 日

令和 8 年 1 月 20 日、2 月 17 日、3 月 24 日

（計 12 回）

主な審議内容

- ・ほっとルームレターについて
- ・出張ほっとルームについて
- ・出張授業について
- ・機関紙について
- ・市長への報告について
- ・市民講座について
- ・ルピナスまつりについて
- ・子ども向けアンケートについて
- ・年間計画について
- ・相談ケースの対応について

3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム

子ども条例施行規則では、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子ども相談室を設置することが定められています。相談窓口では、子どもからの相談に応じて助言や支援を行い、救済するための調査・調整や要請・意見表明を行います。子どもを救済するための要請等を行った後は、必要に応じて、引き続き見守りなどの支援をします。

子ども相談室は、次に示す（１）から（４）の点で既存の相談窓口とは異なります。

- （１）子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題を解決することを基本にしていること。
- （２）特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般を取り扱うこと。
- （３）公的な第三者機関であること。
- （４）関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が、条例に基づく権限として定められていること。

4 愛称と由来

令和元（2019）年に子どもの権利擁護委員等が全市立中学校生徒会を訪問して西東京市子ども条例を説明し、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称募集をお願いしました。全生徒会からの応募で、各 23 案ずつが集まりました。

その後、小学生を対象とした夏休みのワークショップを開催しました。東京経済大学の学生（当時代表擁護委員を務めていた野村武司委員のゼミ生）に手伝ってもらいながら、参加者が愛称候補を 3 案ずつに絞り込みました。最後に、市内の小学校 325 クラスで投票が行われて愛称が決まりました。

擁護委員の愛称「CPT（children protect team）」を発案した令和元（2019）年度田無第一中学校生徒会は、「多くの人に参加してもらうために、生徒会だより号外を発行して、目安箱で募集しました。『CPT』にしたのは、擁護委員が子どもの笑顔を守るためのチームとはっきり言うほうがわかりやすいと思ったからです。誰もが笑顔になる権利があると知ってもらいたいです。選ばれて『やったー！』と思いました。相談室が、ひとりで悩まず相談できる場所になって、みんなの笑顔の輪が広がっていいなと思います。」と話してくれました。

また、子ども相談室の愛称「ほっとルーム」を発案した令和元（2019）年度青嵐中学校生徒会は、「全校生徒にプリントを配布して案を募集し、学級委員が選んだ案を生徒会で検討しました。よいものに丸をつけて、絞り込んでいきました。自分たちの推していた愛称が、小学生にも支持されて決まったことは、ビックリしたけどとても嬉しいし、誇らしい気持ちです。ほっとルームには、名前どおりにほっとできる相談室になってほしいし、広く知れ渡って、いろいろな人が気軽に相談して安心できる場所になってほしいです。」との思いを教えてくださいました。

第2 相談・調整活動、調査活動の状況

はじめに

当年度、ほっとルームでは、本格的にほっとルームレター（切手を貼らずに送ることができる手紙）による相談を始めるとともに、学校での授業の際の出張ほっとルーム、児童館に出向いての出張ほっとルームなどのアウトリーチに積極的に取り組みました。

その結果、全相談件数が前年度の1.9倍と大きく伸び（伸びた分は子どもからの相談）、小学校の低学年からの相談が飛躍的に増えました。市内のより広い地域の子どもたちからより多くの相談を受けられたことは、相談機関として大きな意義があったと考えています。

1 令和7（2025）年度の相談状況（統計）

以下の図表の構成比（％）は小数点以下第1位を四捨五入しています。そのため、合計が100％とならない場合があります。

（1）相談の状況

「相談件数」は相談者の実数です。「対応回数」は、ほっとルームが相談者や関係機関等に対して行った対応の延べ回数になります。

全相談件数				229 件	100%	→	全対応回数				1,553 回	100%
前年度				122 件	100%		前年度				1,033 回	100%
内 訳	当年度新規相談件数 (当年度新規申立てはなし)			182 件	79%	→	内 訳	当年度新規相談対応回数			939 回	60%
	前年度			75 件	61%			前年度			573 回	55%
	前年度継続相談件数 (継続している申立てはなし)			47 件	21%	→		前年度継続相談対応回数			614 回	40%
	前年度			47 件	39%			前年度			460 回	45%

表1 相談件数・対応回数

当年度の新規相談件数は182件で、申立て¹はありませんでした。これに、前年度から継続している相談47件を合わせて、当年度の全相談件数は229件と大きく増加しました。新規相談のうち関係機関等²との調整を実施したものは5件ありました。

対応については、当年度新規相談（182件）への対応が939回でした。これに、前年度の継続相談（47件）への対応614回を合わせて、当年度の全対応回数は1,553回でしたので、前年度比150%になりました（表1）。

¹「申立て」とは、子ども条例施行規則第5条第1項に基づく「救済の申立て」を受けた相談のことです。

²「関係機関等」とは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び、事業者等のことです。

前年度の継続相談 47 件のうち 30 件が当年度に終結となり、次年度への継続は 17 件となります。

当年度の新規相談 182 件のうち 95 件が終結となり、87 件が次年度への継続となります。したがって、次年度への継続の合計件数は 104 件で前年度比 221%となりました。

年度をまたぎ長く関わっている相談が多いのもほっとルームの特徴です（図 1）。

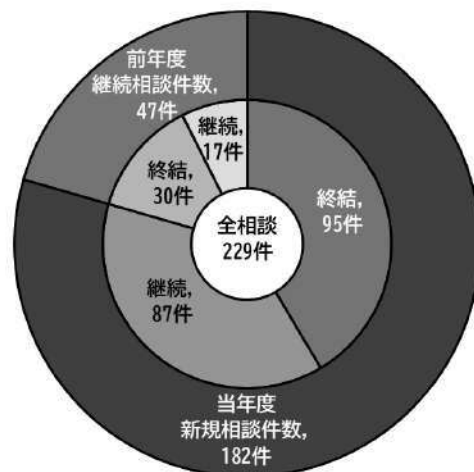


図1 相談の終結・継続件数

（2）相談の内容

相談の内容について、まず相談者との関係から「自分・自分の家族」に関する相談と「他人・他人の家族」に関する相談に分類し「大分類」（図2）、相談内容の詳細を「小分類」としていきます（図3、表2）。

ア 大分類

大分類については、当年度の新規相談 182 件のうち 176 件（97%）が「自分・自分の家族」に関する相談でした。「他人・他人の家族」に関する相談は、対象者の友だちや地域の方などからでした（図2）。

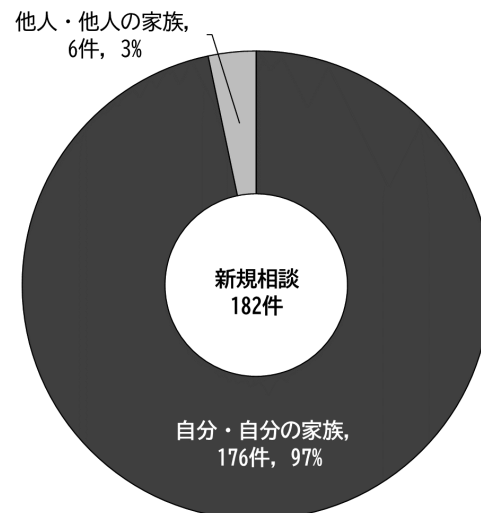


図2 大分類

イ 小分類

小分類について、子どもからの相談で多かったのは、「交友関係（いじめを含む）」で、この傾向は開室当初から変わっていません。次に多かったのが「性格・行動」、「家庭・家族（虐待を含む）」の相談でした。おとなからの相談でも最も多かったのは、「交友関係（いじめを含む）」で、次いで「性格・行動」に関する相談でした。

前年度と比較すると、子どもからの相談は、「交友関係（いじめを含む）」が約9倍に増加しています。おとなからの相談は、「不登校」が4件に増加しました（図3）。

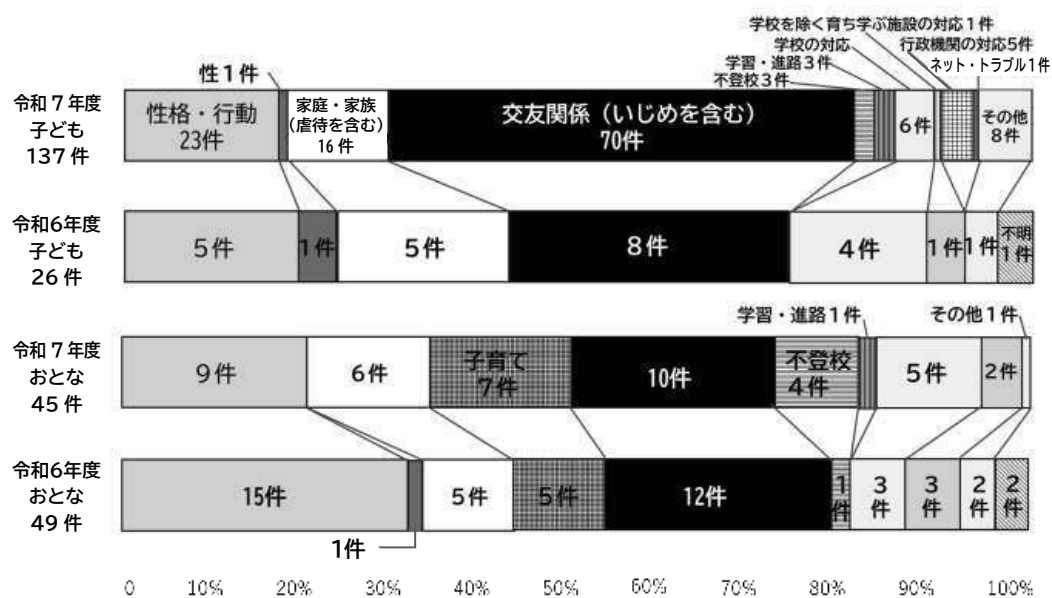


図3 小分類(新規相談件数)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	不明
健康	性格・行動	性	差別	家庭・家族(虐待を含む)	子育て	交友関係(いじめを含む)	不登校	学習・進路	学校の対応	学校を除く育ち学ぶ施設の対応	行政機関の対応	労働	ネット・トラブル	その他	

表2 小分類

(3) 初回相談者及び対象者の属性

当年度の新規相談（182 件）を、初回相談者の属性、初回相談者である子どもの性別や所属別、対象者の性別や所属別に見ると以下のとおりでした。なお、ここにいる「対象者」とは、相談の中で権利侵害を疑われる子どものことです。

ア 初回相談者の属性

当年度の新規相談は、子どもからのものが137 件、おとなからのものが45 件でした。前年度と比較すると、子どもからの相談は大幅に増加し（26 件→137 件）、おとなからの相談は、やや減少しています（49 件→45 件）。

初回相談者の属性を見ると、子どもからの相談は、全て本人からでした。おとなからの相談は、母親からの相談が最も多く、この傾向は開室当初から変わっていません。当年度は父親からの相談が減少しました（8 件→4 件）（図 4）。

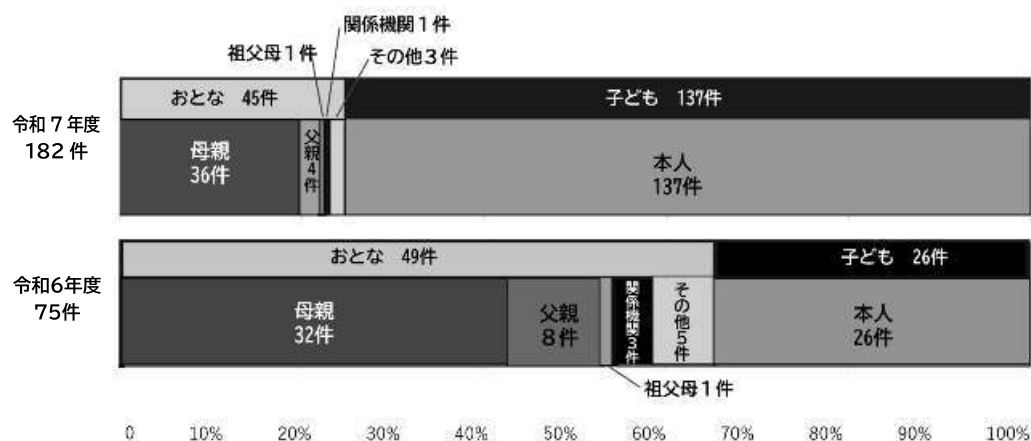


図4 初回相談者の属性(新規相談件数)

イ 初回相談者（子ども）の性別及び所属

子どもからの初回相談の中では男性が48 件、女性が76 件でした。前年度と比較するとそれぞれ約7 倍、約4 倍になっています（図 5）。

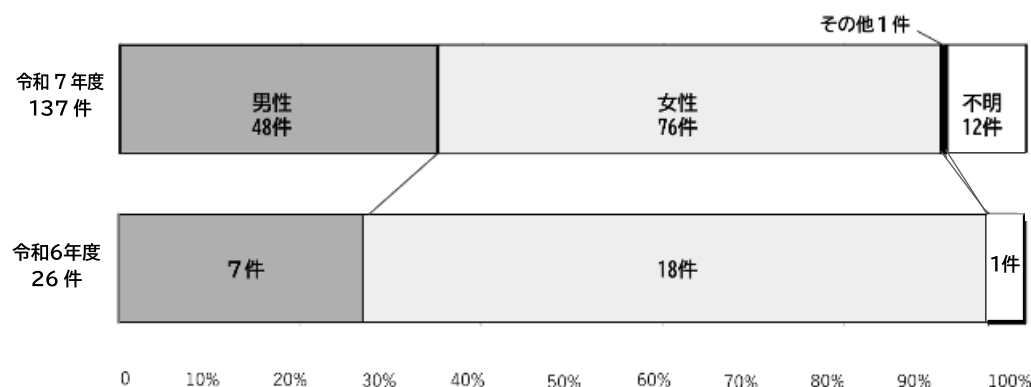


図5 初回相談者(子ども)の性別(新規相談件数)

小学校の1～3年生が10倍以上増え、4～6年生も5倍近く増えるなど、ほっとルームレターや出張ほっとルームの効果が大きく現れていると考えられます（図6）。

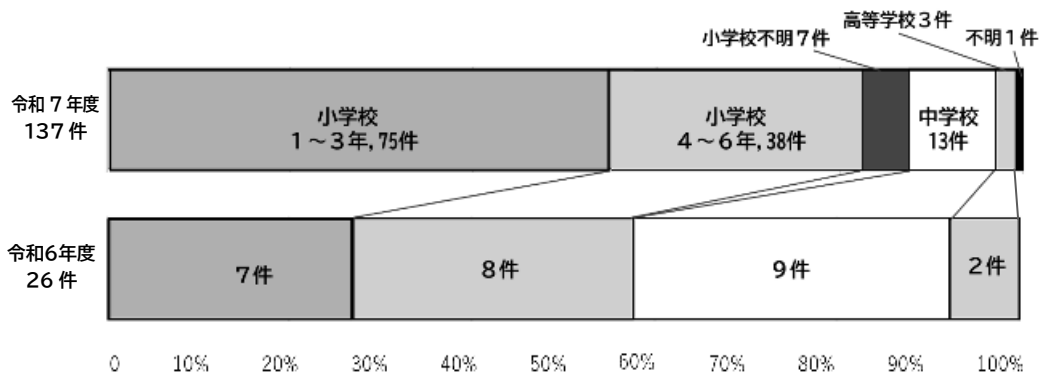


図6 初回相談者(子ども)の所属(新規相談件数)

ウ 対象者の性別及び所属

新規相談の対象者の性別については、前年度と比較して、男性（25件→65件）も女性（40件→101件）も増加しました（図7）。

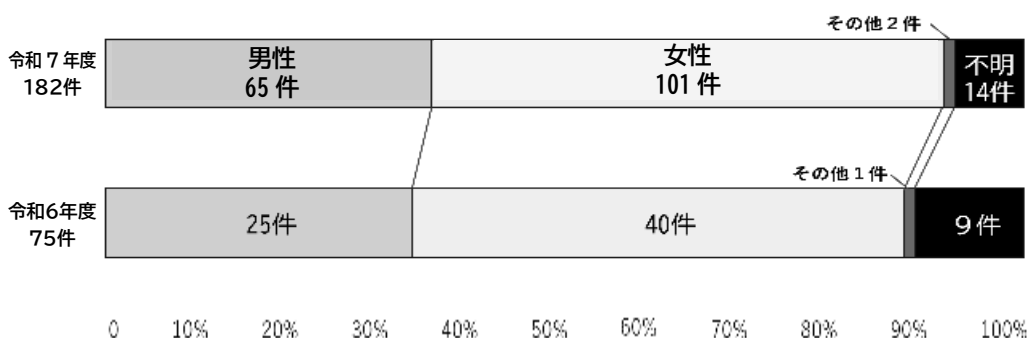


図7 対象者の性別(新規相談件数)

対象者の所属については、小学校の1～3年生が約4倍（21件→80件）、4～6年生が約3倍（19件→55件）となりました（図8）。

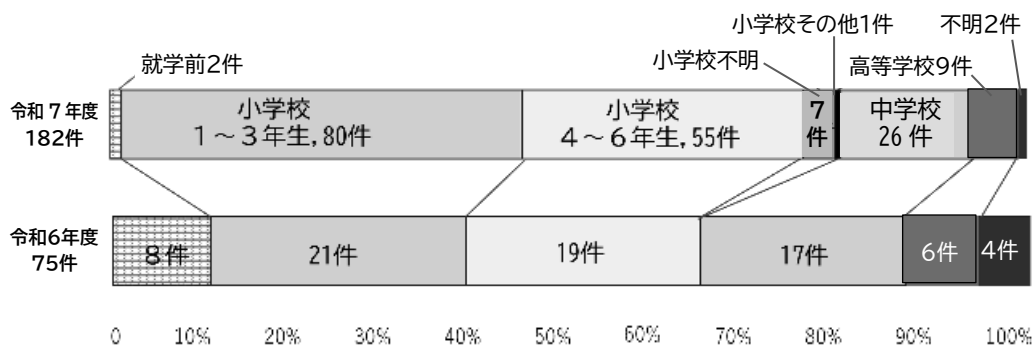


図8 対象者の所属(新規相談件数)

(4) 初回相談の方法

ほっとルームへの相談方法は、「電話」「面談」「ほっとルーム相談受付フォーム（メール）」「手紙」「ファクス」があります。当年度は、おとなでは大きな変化はなかったものの、子どもでは、これまでほとんどなかった「手紙」が、「ほっとルームレター」という形で増えました。また、「出張ほっとルーム」を実施したことで「面談」も増えました。したがって、「手紙」と「面談」の割合が全件数の約 80%を占めました（図 9）。

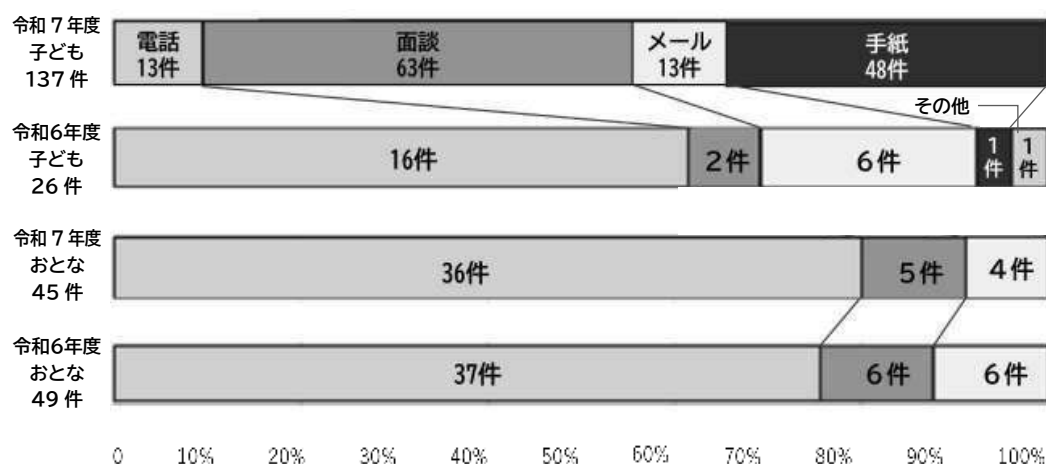


図9 初回相談の方法

(5) ほっとルームレターによる相談

当年度の相談の特徴は、出張ほっとルーム（28 ページに記載）と、本格実施となったほっとルームレターでの相談が多かったことです。

ほっとルームレターの特徴は、相談者が返信の受取方法を選択できることです。「自宅宛てに返信してほしい」、「学校の先生を通じて返信してほしい」など、返信方法からもそれぞれの思いがくみ取れました。

新規相談のうち、ほっとルームレターでの相談は 48 件でしたが、何回かやりとりをしたケースは 9 件あり、年度を通じて 76 通のレターが届きました。

相談内容は次のとおりです（図 10）。ほほえましい報告もありましたが、深刻だと思われるものも少なくなく、レターを何度も読み返しては毎日返信を考えました。

次年度以降も積極的に取り組んでいきます。

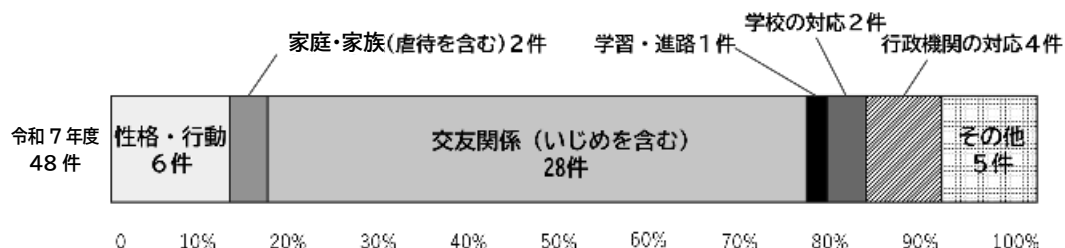


図10 ほっとルームレターによる相談

(6) 月別・曜日別

当年度の新規相談（182件）について見ると、6月、12月、2月が多かったです。ほっとルーム通信等の啓発品配布後の時期及び学校や児童館などでの出張ほっとルームを実施した月と重なります。また、対応回数（1,553回）では、年度末の3月が最も多く、これは専門員の退職に伴う引継ぎを丁寧にしたことの影響もあると考えられます（図11）。

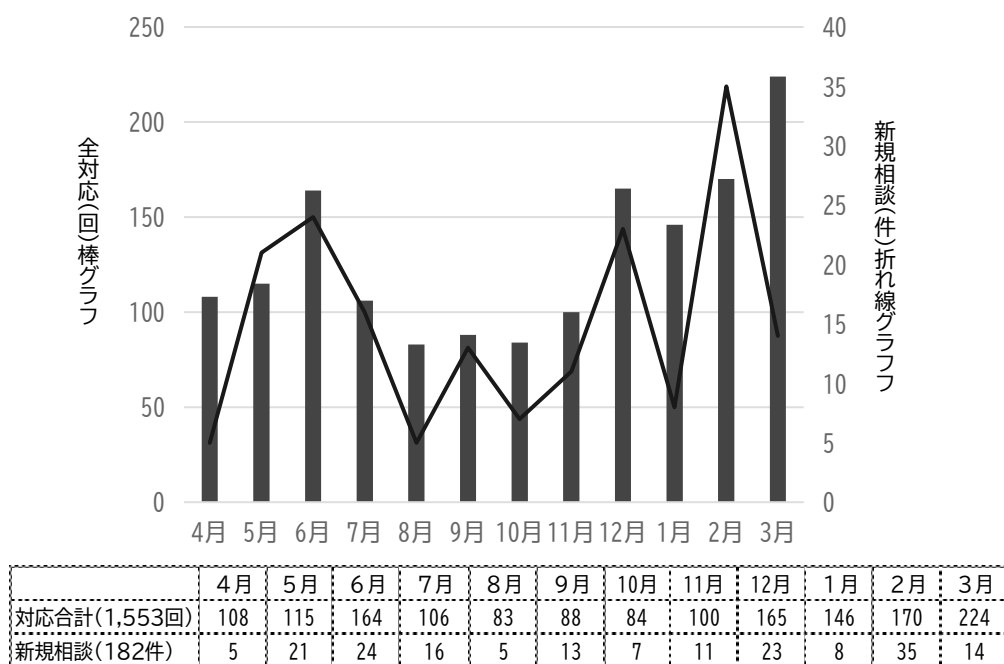


図11 月別(新規相談件数・対応回数)

曜日について、新規相談は火曜日・木曜日に多く、対応回数は火曜日・金曜日に多いのですが、擁護委員や専門員の出勤日との関係が考えられます（図12）。

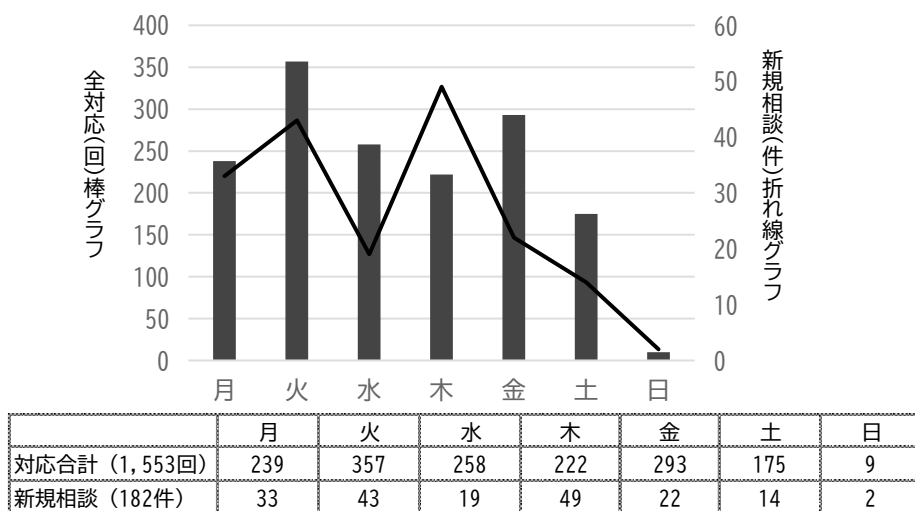


図12 曜日別(新規相談件数・対応回数)

注1)日曜日は閉室しており、新規相談及び対応はメール受信のみです。

(7) 相談状況の考察

当年度は、新規相談が飛躍的に増加し、前年度の 2.4 倍になりました。その結果、対応回数も 1.5 倍となり、ほっとルームとして多忙な 1 年になりました。

当年度から本格実施になったほっとルームレターを、小学校の低学年を中心に多くの子どもたちに使ってもらえたのはとてもうれしいことでした。他方で、会話しながら相談を受けるのと異なり、文面から状況や気持ちを推察していくのは難しいことでもありました。皆で子どもたちの置かれた状況や気持ちを考えながら返事を書いていきました。

また、出張ほっとルームでも多くの相談が寄せられました。特に、小学校での出張ほっとルームは、昼休みを利用した短い時間ではありましたが、低学年の子どもたちを中心に多くの子どもたちが相談に来てくれ、ニーズを実感しました。

こうした取組によって、長年の懸案であった「ほっとルームのある場所から遠い子どもたちの相談も受けたい」「低学年の子どもたちからもっと相談してほしい」という課題に一定の成果が出せたものと自負しています。

次年度も、「ほっとルームレター」「出張ほっとルーム」に積極的に取り組み続け、多くの子どもたちから相談を受けていきます。

電話での相談などでは、非通知や匿名など、西東京市の子どもに関する相談と確認できない相談もありますが、初回の相談では、まずは丁寧に話を聴いています。その上で、ほっとルームの対象外と判断したものについては、市内の他機関や市外の機関を紹介しています。相談者の意向を踏まえて、ほかの相談窓口にはほっとルームからも連絡をして、相談者が相談しやすい環境づくりをするように心掛けています。

ほっとルームでは、子どもからの相談でも、おとなからの相談でも、相談者の望む方法やペースを大切に考えながら対応をしています。一度の電話で、情報提供などで終了することもあります。多くの相談では電話を何度も受け、あるいは面談を重ねて気持ちを聞き取り、ケースによっては調整に出向くなどしています。一つ一つのケースで、継続して伴走することを大切にしています。

このほか、ほっとルームは子どもの居場所としての相談室でありたい、と考えています。これまでは、遊びに来てくれる子どもたちをほっとルームの一室で迎えていました。当年度 12 月からは、ほっとルームの隣に新しい居場所としての子ども活動室が開設されましたので、子ども活動室で専門員と子どもたちが、一緒に時間を過ごすようになりました。この場での会話や遊びの中から、個別の相談につながることもあります。

子どもの権利や西東京市子ども条例を知ってもらい、相談によって子どもの権利や西東京市子ども条例の存在を実感してもらえよう、ほっとルームはこれからも努力していきます。

2 事例報告（相談・調整活動の実際）

相談例①（プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更しています）

相談者	本人	子どもの所属	中学生	相談方法	メール・面談
相談の主な内容	学校に行くことがだんだんと難しくなっている				
相談フォームで本人からの相談があった。勉強は、好きだし、いじめとかあるわけではない。先生に対しても特に不満があったわけではなかった。ただ、友人を作るのが苦手。手足がしびれて呼吸が苦しくなることがあり、学校へ行けなくなっている。自分でもどうしていいか分からない。					

【相談者とのやりとり】

相談者

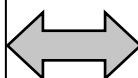
学校は「怖い」と感じる。
自分でもどうしていいか分からない、学校へ無理してでも行った方がいいのか、休んだ方がいいのか。

学校では、相手を傷つけないように、嫌われないように、すごく気を使っているかもしれないと気づいた。演じている自分も嫌だけど、どうしても誰かとしゃべっている時に考えて、何を発言したらいいのか考えてしまうと話した。

ほっとルーム

学校に対する気持ちを聞いていくと、次第に、過去の経験を話し始めた。自分の経験を客観的に見ることでできてきた。

出来事にまつわる自分の気持ちやつらさを話すようになり、なぜ自分が学校へ行けないのか少しずつ気づき、言葉にすることができた。また、それをふかんして見ることで、自分の考え方の癖について専門員と話し合うようになった。



【調整の概要】

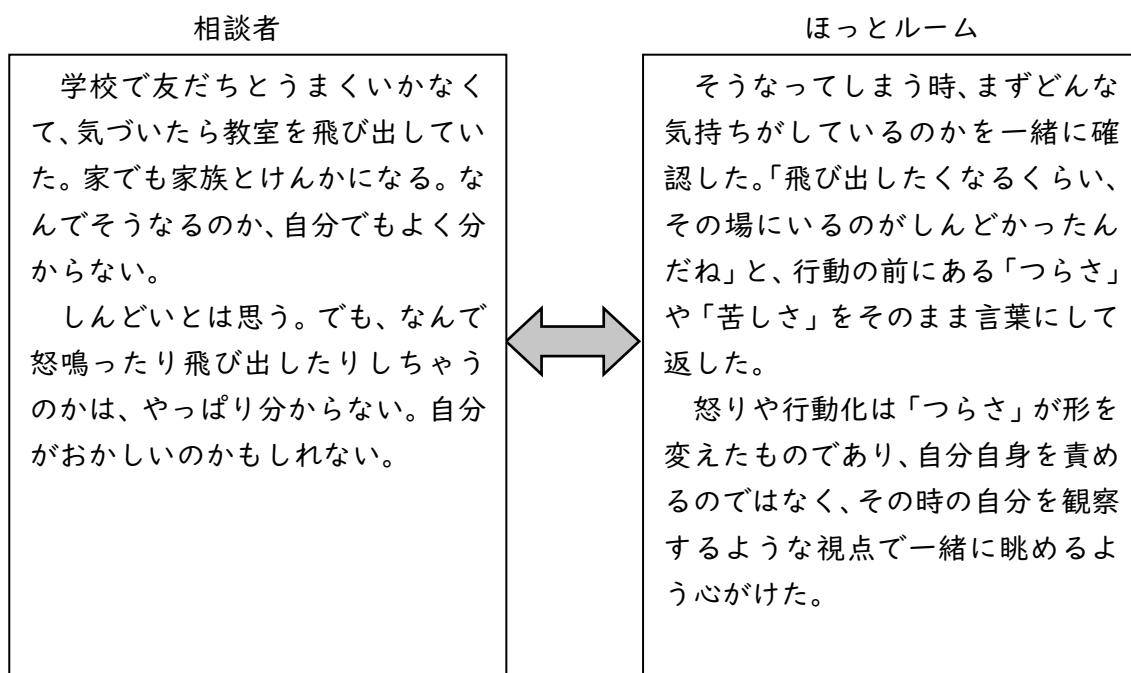
本人の中で自分のことがある程度整理できたところで、自分の本当の気持ちを分かってもらえていないつらさ、孤独感があり、つながりが切れている状態であることから、母親にまずは分かってもらえることを試みた。母親は話を聞き、本人のつらさを理解することができた。「学校へ行かなくてもいい。まずは元気になって欲しい」と話した。

家で休息が十分に取れるようになると、本人は自分の話しやすい学校の先生に打ち明けることができた。学校へは、行けるときに行くこと、来学期からは通えそうであることが語られた。「支えてくれる人たちに頼ろうと思えたことが強い。」「嫌なことがあったら誰かに話して（関係を）切らないようにする。」「と話し、終結となった。

相談例②（プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更しています）

相談者	本人	子どもの所属	中学１年生	相談方法	電話・面談
相談の主な内容	親や学校に自分の気持ちを伝えることができない				
本人が、「自分の気持ちを他人にうまく伝えることができない」という悩みを電話で相談してきた。自分自身に「精神的な障害がある」と考えており、学校では、交友関係のトラブルで教室から飛び出した、家庭では、両親や兄弟とのけんかが絶えない様子だった。					

【相談者とのやりとり】



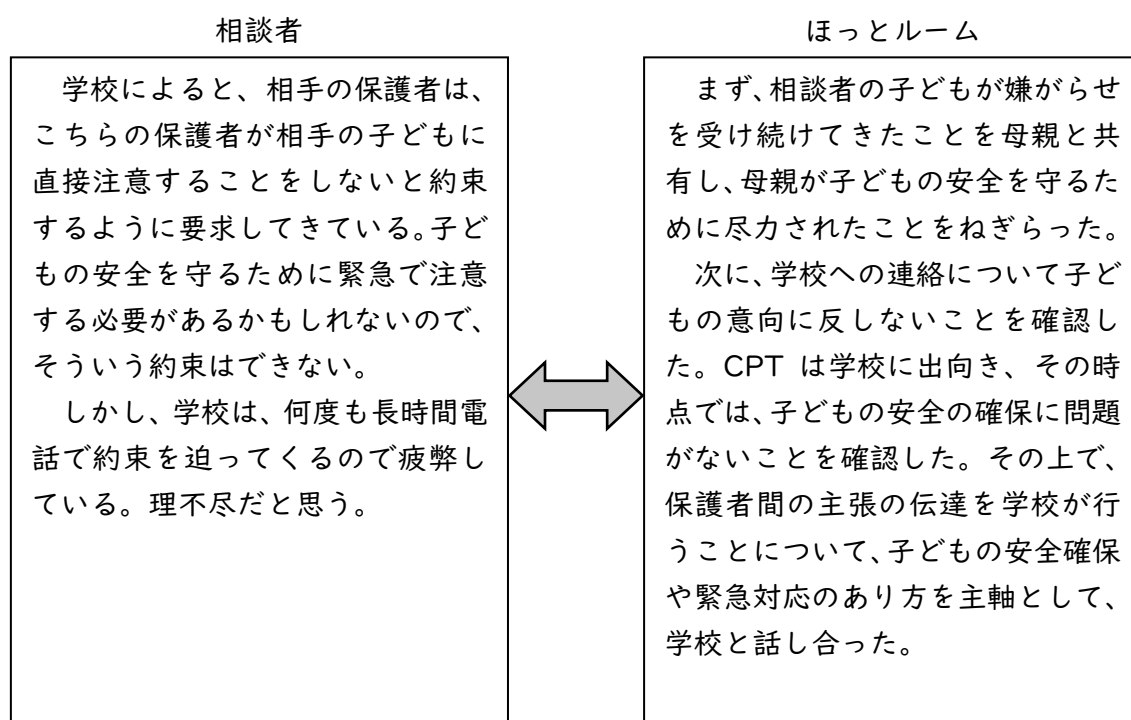
【調整の概要】

本相談は、不定期ながら数年間にわたり継続された。本人は、自分の気持ちを他者に理解してもらうことに困難を感じていた。また、自身の「つらさ」に対しても、自分でも肯定的に受け止められない様子があった。本人の気持ちを周囲の人に理解可能な形に翻訳しながら、本人の困り感が周囲に理解されるよう、本人の希望があるときは関係者との調整を継続した。また、保護者・本人の双方から話を聞く中で、保護者も本人との関わりに悩み、苦しんでいる様子が見られた。支援にあたっては、家族全体への配慮が必要な事案であった。そこで、本人及び保護者の承諾を得て、ほっとルームだけでなく、子ども家庭センター等の専門機関とも連携し、本人の相談窓口をほっとルーム、家族との調整を子ども家庭センターが担う形で、支援と情報共有の構造を構築し、家族にとっても関係機関にとっても無理のない支援体制を目指した。

相談例③（プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更しています）

相談者	母親	子どもの所属	小学生	相談方法	電話・面談
相談の主な内容		子どもの登下校時に同級生から嫌がらせを受けている			
登下校時に何人かの同級生から嫌がらせをされていると子どもが訴えてきた。保護者が登下校の様子を見に行ったところ、実際にそのようなことが起こっていたので、保護者がその場で相手の同級生に注意した。すると、相手の同級生の保護者から、学校を通じて、子どもを自分の子どもに近づけさせないようになどと、言われるようになった。					

【相談者とのやりとり】



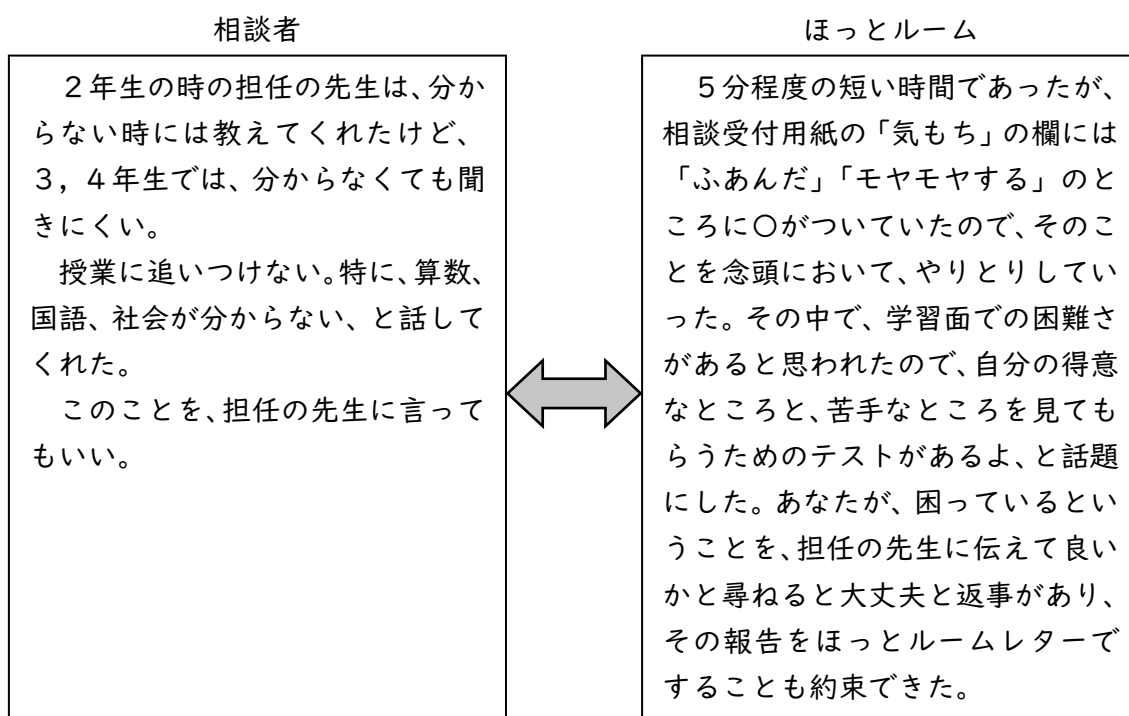
【調整の概要】

相談者が相手の子どもを直接注意したことについて、子どもの安全確保や緊急対応のあり方という面に配慮して理解しつつ、現時点での学校の責務は、子どもの安全の確保であって、保護者間の主張の伝達ではないのではないかという視点をもって、学校を訪問した。学校もどこまで保護者間の調整をしなければならないかについて困っている様子がうかがわれ、学校を支援することも考えながら、相談者の意向を伝えた。その結果、学校も、保護者双方に対して、学校にできることの限界を示すことができた。

相談例④（プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更しています）

相談者	本人	子どもの所属	小学4年生	相談方法	出張ほっとルーム
相談の主な内容	授業が早くて聞き取れない				
出張授業で訪問した学校で実施した、出張ほっとルームでの相談。					
授業の進み方が早くて聞き取れなくて困っている。音楽の時間も同じ。先生に意味を聞いても、その意味が難しくて分からない。1年生の頃は大丈夫だったけど、2年生になった頃から、だんだん分からなくなってきた。					

【相談者とのやりとり】



【調整の概要】

本人から相談があったこと、相談の内容を、担任の先生と共有した。

学校としても、本人の困難さは理解しており、対応を検討していることが分かった。

ほっとルームレターを活用して、本人へ連絡することを約束していたので、担任の先生と話ができたことを手紙にし、担任の先生を通じて渡してもらった。

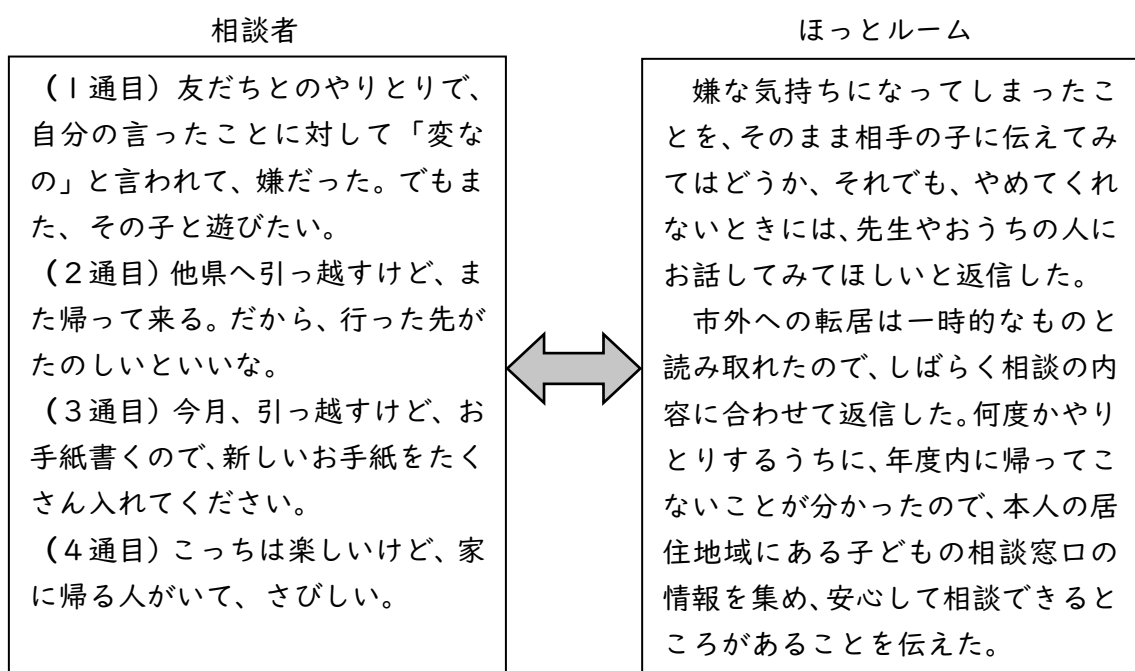
担任の先生からは、本人が検査を受けることが決まった、と保護者からの連絡があり、その結果をもって、適切な環境で学習できる方向に進んでいるという報告があった。

こちらが、調整する前に、既に、学校では検討されていた事案のようだが、本人が自分自身で相談できたことで、環境調整が積極的に進んだと考える。

相談例⑤（プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更しています）

相談者	本人	子どもの所属	小学２年生	相談方法	ほっとルームレター
相談の主な内容		自分が、ちょっと間違えて言ったことを、笑われてしまって嫌な気持ちがした。でも、その子とまた遊びたい。			
ほっとルームレターでの相談。レターのやりとりが、何回も続いたケース。 初回のレターでは、友だちとの関わりで、嫌な気持ちになった、という相談。 何回かのレターのやりとりで、市外に行く、戻ってくるけどさびしい、ということが書かれていた。転居後も、生活の様子や友だち関係を知らせてくれた。					

【相談者とのやりとり】



【調整の概要】

ほっとルームレターの返信先は、本人の希望で、自宅、学校の先生や、児童館に託す、自分でほっとルームに取りに行く、返事はいらない、と選ぶようになっている。このケースは、返信の受渡しを、担任の先生に託していたので、担任の先生とも情報共有する機会をもつことができた。友だちとの関係で嫌な思いをし、更に、転居という心の不安を抱えていたところ、ほっとルームレターを書くことで、自分自身を勇気づけていたのかもしれない。その不安に寄り添い続けたケースである。

3 調査活動の状況

当年度は申立てに基づく調査活動はありませんでした。

第3 広報・啓発活動等の状況

1 子どもへの広報・啓発・相談しやすい仕組みづくり

(1) CPTによる出張授業

ほっとルームでは、CPTによる出張授業を実施しています。令和7年度は、市立小学校全18校全てにおいて6年生を対象とした授業を実施したほか、市立中学校1校においても授業を行いました。特に、小学校卒業を控え、人間関係が広がり複雑になる時期に、自分の権利や子ども条例について学ぶことが重要であると考えています。

【出張授業で大切にしていること】

- ア 西東京市子ども条例や子ども相談室について話を聞いた子どもが、今は自分には関係ないと思っていても、頭の隅で覚えていてくれること。西東京市子ども条例が子どもにとって「お守り」のような存在だと伝わること。
- イ 出張授業自体が安全性の高い授業であること。出張授業で子どもの権利や多様性、いじめ等について学び、意見を交わしたり、発表したりすることで、傷ついたり、不快に感じたりする子どもがいないよう、慎重に授業をすること。
- ウ 子どもにとって、実際の暮らしとつながる学習であること。「自分とは遠い世界の何か」ではなく、自分の生活が「権利の連続」であり、それは自分も周囲も平等で、誰の権利も脅かされてはいけなと感じられること。
- エ 聞くだけでなく、グループワークの時間を使って、相互に・主体的に学べること。

【出張授業の準備】

学校から出張授業の申込みや問合せが入ると、授業日時の調整をした後、担当するCPTとの事前打合せを、授業の2週間前を目安に、主にオンラインでお願いしています。事前打合せでは、クラス数、クラスの人数、授業のめあてやねらい、既に学習した内容等を確認し、内容を検討します。CPTから示した授業案を基に、先生方の御意見を聞きながら決めていきます。特別支援学級が設置されている学校については、より踏み込んで検討する必要があると考えています。日程の関係で、各クラスでの授業ではなく、クラス合同で授業をすることがあります。教室ではなく体育館等で実施することになるため、グループワークのテーマや授業のすすめ方を工夫します。子どもたちは体育館等での活動に慣れているので、多少の工夫があれば授業は進行できます。いじめについての授業では、よりきめ細やかに子どもたちの様子を見る必要があると考え、可能な限りクラス単位での授業をお願いしています。

【出張授業の例】

ア 副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」を使用した授業

対象 小学6年生各クラス

(日程の都合でクラス合同になることもあります。)

- 内容
- ・子どもの権利と子どもの権利条約について学ぶ
 - ・西東京市子ども条例について学ぶ
 - ・いじめについて学ぶ



副読本



本町小学校 授業の様子



上向台小学校 意見発表の様子

イ 道徳授業地区公開講座

対象 6年生児童と全学年の保護者

内容 考えよう「自分の権利・みんなの権利」
～西東京市子ども条例をふまえて～

ウ 中学生対象の授業

対象 中学校全校生徒

内容 子どもの権利について
多様性について

エ その他、学校の要望に応じた授業

対象 どの学年も可

保護者の参加も可

内容 学校が必要と考えるテーマについて



田無第三中学校 質疑応答の様子

【校内放送と出張ほっとルーム】

当年度は、全学年の子どもたちにほっとルームをより身近に感じてもらうため、出張授業に合わせて、給食の時間を利用した「校内放送」を実施しました。擁護委員や専門員が放送に参加してほっとルームの“雰囲気”を伝える試みです。放送後は、昼休みなどの時間を使って全学年対象の「出張ほっとルーム」も実施しました。学校の協力を得て、「出張授業」「校内放送」「出張ほっとルーム」を組み合わせることで、出張授業の対象学年だけでなく、特に小学校の低学年の子どもたちから多くの相談が寄せられました。

【子どもたちの感想】（できるだけ子どもたちが書いたまを掲載しています。）

① いじめについての授業

- ・ いじめの直し方が今までわからなかったけどこれで1つだけどいじめのひっくり返し方がわかってよかった。
- ・ 私はいじめなどで困ったことがあまりないからわからないけど、自殺しちゃうほど辛い思いをする人がいるんだなと思いました。ジャイアンが「なんでのびたをいじめるのか」とか、考えたことがなかったから面白かったです。
- ・ 世界（都市、日本を含め）では、子どもの権利条約があることを学びました。私は、いじめをしてはいけないことは、知っていましたが、「いじめをすることで人の人権をそがいする⇒だからしてはいけない」という論理的な理由があったんだな～と分かりました。

② 権利・条例についての授業

- ・ 相手の人権、人の人権を大切にしながら生きることが大切だなと思いました。それだけでなく自分にも人権があることを知り、自分を大切にしようと思いました。人到人権があることで関係が難しいけど、人との関わりを大切に生きることが大切だと知りました。
- ・ ルールはみんなの安全・安心を守るものだけだと思っていたけれど、人権という言葉を書いて自分の中で、改めて考えてみたら、みんなあそぶ権利、学校に行く権利などをきいて、権利というのは、とっても大切だし、みんなが楽しく生きられるようにあると知って、これからもルールはきちんと守り、もっと権利のことについて、勉強していきたいです！！

【まとめ】

出張授業でも、子どもたちに感想を書いてもらうようにお願いしています。その言葉は、子どもたちが授業を通じて自らの内側から紡ぎ出してくれた大切な声であり、「子どもの意見表明権」の一つの形です。寄せられた一つ一つの想いを尊重し、子どもたちの目線に立ったより良い出張授業を目指してまいります。

(2) 出張ほっとルーム

出張ほっとルームは、前年度にアウトリーチの取組として試行、当年度本格実施とした活動です。小学校と中学校、児童館、児童センターで開催しました。

1 出張授業で伺った小・中学校での開催（承諾を得た学校で実施）

実施校 12校

相談時間 昼休み又は放課後

場 所 相談室、家庭科室、応接室、ランチルームなど。

件 数 47件（うち継続相談2件）

2 児童館・児童センターでの開催

実施施設 6施設

相談時間 小・中学校の放課後

場 所 施設内

件 数 15件（うち継続相談5件）



まとめ

出張授業で学校に出向いた時に、給食の時間に校内放送で、ほっとルームを紹介する機会をいただき、出張ほっとルームの案内をしています。

学校では、限られた時間の中でお話を聞かせてもらうので、来室時には、「相談受付用紙」を書いてもらっています。実際には、2～4人程度しか、お話を聞くことができません。相談に来てもらっても、十分に応えられないときは、御本人の承諾を得て、こちらからお手紙でお返事をします。また、直接お話を聞けなかったお子さんには、相談を継続してもらえるようほっとルームレターを渡しています。

学校では、昼休みなど限られた時間の中で、児童館では、児童の来館時間の関係で、お話を聞くことができないことがあります。勇気をもって相談に来てくれたお子さんの気持ちに寄り添えるような対応と、その後のフォローの仕組みの検討が、今後の課題です。



(3) 居場所としてのほっとルーム

令和7年12月から「子ども活動室」が開設され「居場所としてのほっとルーム」が充実されました。子どもたちは、それぞれ自分の好きなスタイルでの過ごし方で楽しい時間を紡ぎ出しているようです。専門員が対応できる時間帯には温かく見守っています。

例えば、①友だちとの待ち合わせに、②制作したい、③本を読みたい、④話をしたい、⑤静かに過ごしたい、⑥専門員に話を聴いてほしい、等々、住吉会館を利用する子どもたちの現在（いま）が、垣間見られる、そんな空間でもあります。

室内には図書コーナー、自由に絵を描くコーナー、カードゲーム、折り紙で創造するコーナーがあります。日本や海外の伝統ゲームでコミュニケーション能力が培われているように思われます。指編み用の毛糸も用意していますが、指編みはストレス解消や達成感を味わうことができますから、完成した時のとてもうれしそうな子どもたちの姿は格別です。

こんな様子が見られました。日本の伝統ゲームであるカルタ遊びがありますが、ここには「人権かるた」というのがあります。特に低学年が好んでいる遊びの一つです。時に「読み手になって」と専門員に依頼があるものの、自分たちで順番に読み手を決め、更にはじゃんけんでペアを組み、ペアを交替し、工夫をし、互いの気持ちを確かめ合いながら、元気に伸び伸びと遊んでいます。制作コーナーでは、黙々と折り紙制作を楽しむ子どもたちもいます。動のグループと静のグループとが存在しながら、そこには子どもたちの何とも素朴な温かさが流れているように感じます。

今後、更に安全で、安心して子どもの主体性が育まれる心地よい「居場所」として活動室が親しまれていくことを、ほっとルームのチーム一同願っているところです。



子ども活動室の入り口



子ども活動室の室内

＊「子ども活動室」は、西東京市の子どもたちが安心して活動できる場所として、住吉会館の中にできた、子どもなら誰でも利用できる、ゆったりしたスペースです。

（４）大学生とのコラボ事業

ア ほっとルーム通信 第14号の制作協力

～武蔵野大学アントレプレナーシップ学部高松宏弥准教授ゼミ生、

フィールド・スタディーズ発展2B〔西東京子ども〕履修生とのコラボ事業～

ほっとルーム通信は、子どもの権利相談・救済機関である子ども相談室 ほっとルームを子ども自身に知ってもらうために、子ども条例特集号を含む年3回発行しています。子どもにとってより分かりやすく親しみやすい内容にするため、前年度に続き、子どもと世代の近い大学生に協力していただきました。



ほっとルームに来てくれた大学生との写真

はじめに、ほっとルーム通信の発行の目的を学生と共有しました。学生の関心事に「子どもの権利擁護委員」があったので、擁護委員や子ども相談室を紹介する紙面の作成のため、インタビューを企画することになりました。学生には、子どもの相談・救済のための子どもの権利擁護委員制度について、擁護委員が大学で行った講義の資料や動画等を活用してもらい、インタビューの質問事項を考えていただきました。

インタビューの当日は、子ども相談室内やインタビューの様子を動画でも撮影し、子ども相談室がどんなところなのか、より分かりやすく伝えるよう工夫を凝らしてくださいました。終始和やかな雰囲気でき、擁護委員だけでなく専門員や事務局もそれぞれ参加し、学生の考えたバラエティに富んだ質問に答えました。

学生考案の紙面の原案は10点以上にのぼりました。それぞれの良いところをピックアップし、高松准教授と相談しながら一つの紙面にまとめていきました。インタビューの様子が分かる写真もたくさん使用し、子どもたちの目を引くような原稿に仕上がりました。完成したほっとルーム通信は巻末で紹介していますので御覧ください。

撮影された動画は学生の手によって編集され、子ども相談室の紹介動画としてまとめられました。学生らしい躍動感のある素敵な動画を作成していただきました。



インタビューの様子



動画に使用するイラスト作成の様子

イ ほっとルーム通信 子ども条例特集号の制作協力

～武蔵野大学人間科学部社会福祉学科中西真准教授ゼミ生とのコラボ事業～

ほっとルーム通信子ども条例特集号（以下「特集号」といいます。）は、子ども条例の内容を小学生にも分かりやすく伝えることを目的に発行しています。

当年度はほっとルーム通信第14号に続き、特集号も武蔵野大学と協働して制作しました。スクールソーシャルワークと児童家庭福祉を専門としている、人間科学部社会福祉学科中西真准教授のゼミ生に協力していただきました。

子ども条例になじみのない学生もいるので、擁護委員が大学に出向いて子ども条例についての講義を行いました。事前に学生の関心事を聞き取った上で、講義では次の3つの内容を取り上げました。

- ① 西東京市の子ども施策と子ども条例について
- ② 子ども相談室と擁護委員について
- ③ 虐待や発達障害の方との接し方や相談について



大学での講義の様子

講義ではどの学生も真剣な表情で聞いており、質疑応答や感想などの発言も意欲的で、お互いに有意義な時間を共有することができました。

講義後、ゼミの中で試行錯誤を繰り返しながら原稿案を練っていただきました。子ども条例に関連のある、当年度実施の「ワイワイトーク」の記事を盛り込んだことで、より充実した内容に仕上がっています。

この取組のほかにも、中西ゼミの学生にはルピナスまつりや出張ほっとルーム等子ども相談室の活動に積極的に参加していただきました。



【完成した特集号】

【制作に参加した大学生の感想】

難解になりがちな「権利」という概念を、子どもたちが自分事として捉えられるよう、視覚的に分かりやすく理解してもらえるように工夫しました。言葉選びや配色一つで伝わり方が変わる難しさを感じましたが、このページが子どもたちの安心やより権利が守られる環境に向けた一歩につながれば幸いです。貴重な機会を頂き、ありがとうございました。

(5) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート集計結果

本アンケートは中学１年生の生徒を対象に、子ども条例及び子ども相談室 ほっとルームの認知度等を把握し、結果から普及啓発における課題を整理し、取組に反映するために実施しました。令和８年１月８日から１月３０日までを実施期間とし、回答者数は１,０２３人でした。集計結果は以下のとおりです。

質問 ほっとルームの啓発品等の中で、見たことがあるものはありますか。

「ある」という回答が９割を超えています。啓発品等では「相談カード」及び「タブレットの壁紙」の認知度が高く、回答者のおよそ９割です。続く「リーフレット」「ポスター」は半数以上に認知されています。

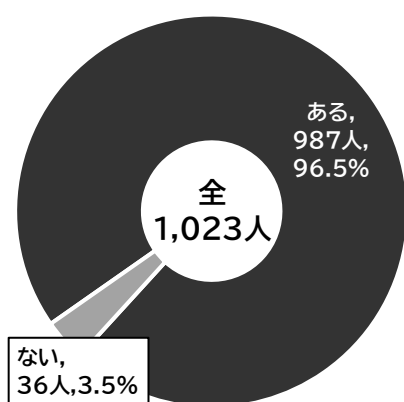


図1 啓発品等の認知度

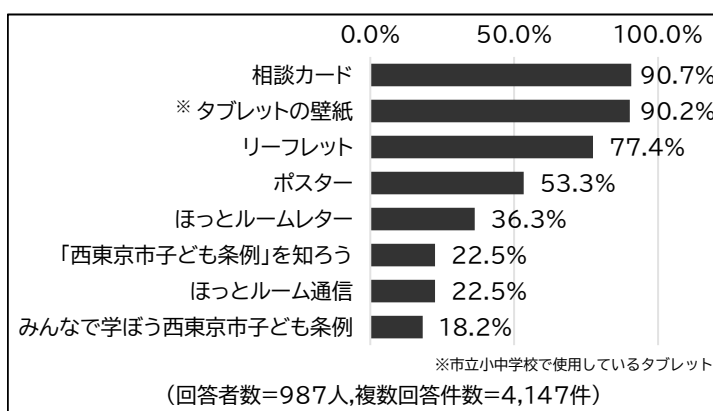


図2 認知されている啓発品等の内訳

質問 西東京市には子ども条例があることを知っていますか。／何で知りましたか。

子ども条例の認知度は５割を下回っています。図２では、子ども条例の啓発品の認知度も低く、普及啓発における今後の課題と言えます。図４では、小学６年生に配布している「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」と、中学１年生に配布している『「西東京市子ども条例」を知ろう』を抑えて、「先生から聞いた」が最も多い結果でした。

子ども条例の普及啓発においては、学校との連携が不可欠であることが示されました。

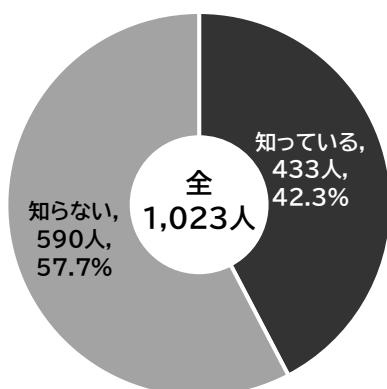


図3 子ども条例の認知度

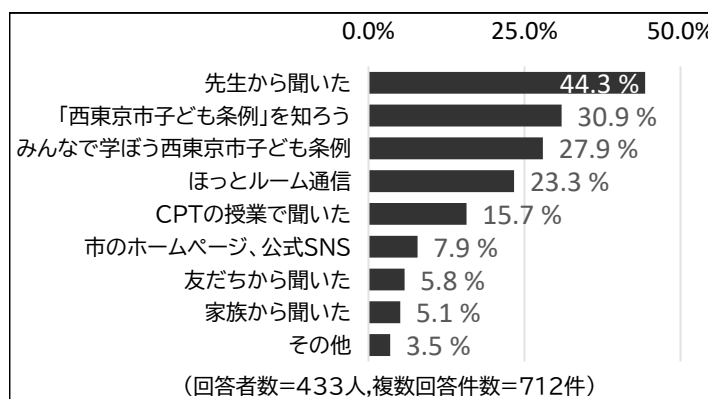


図4 子ども条例を知ったきっかけ

質問 ほっとルームを知っていますか。／何で知りましたか。

ほっとルームの認知度は7割に届かず、啓発品等の認知度とのギャップがあります。ほっとルームを知ったきっかけは「相談カード」が最も多く、「リーフレット」「タブレットの壁紙」「ポスター」がそれに続きます。「相談カード」と「リーフレット」はそれぞれデザインを固定して発行しているため、周知に効果的であることがうかがえます。

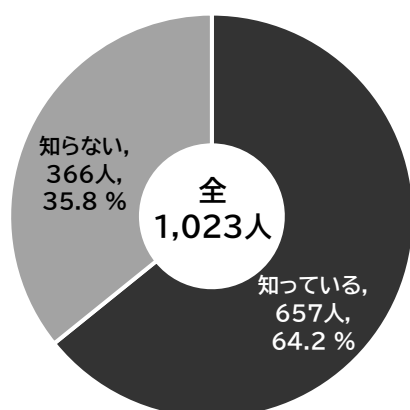


図5 ほっとルームの認知度

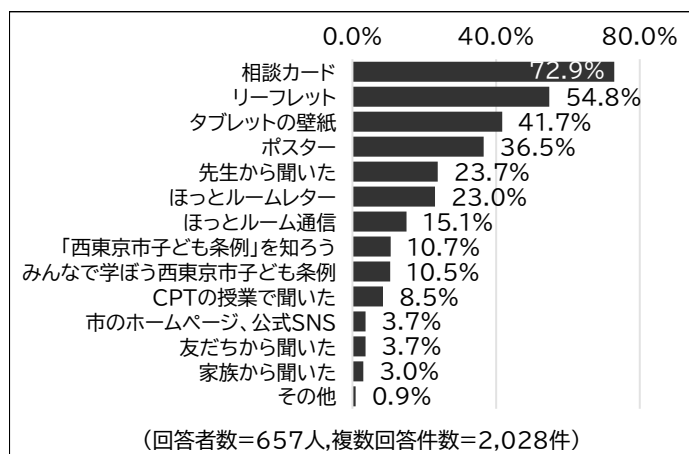


図6 ほっとルームを知ったきっかけ

質問 ほっとルームに相談してみたいですか。／なぜそう思いましたか。

「はい」という回答が半数を超えています。相談してみたい理由は、「相談しやすいから」が最も多く、相談してみたくない理由では、「ほかに相談する人がいるから」が最も多くなっています。「相談してみたい」と思う人を少しでも増やせるように、普及啓発において創意工夫が必要です。

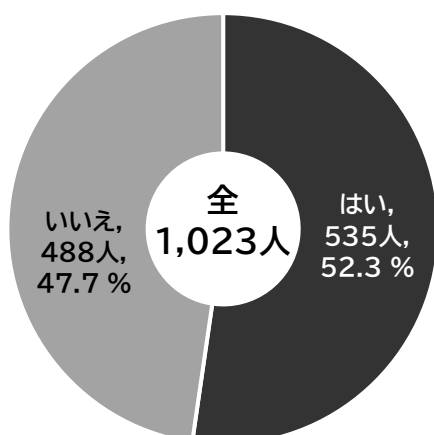


図7 ほっとルームへの相談意欲

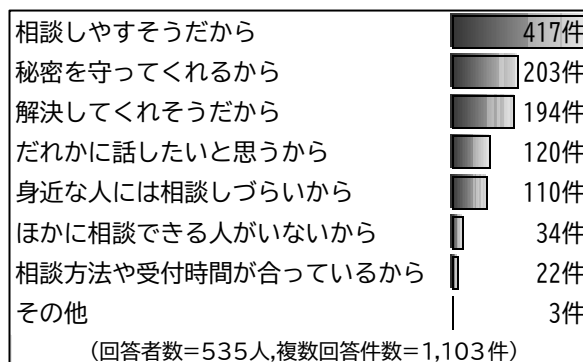


図8 相談してみたい理由

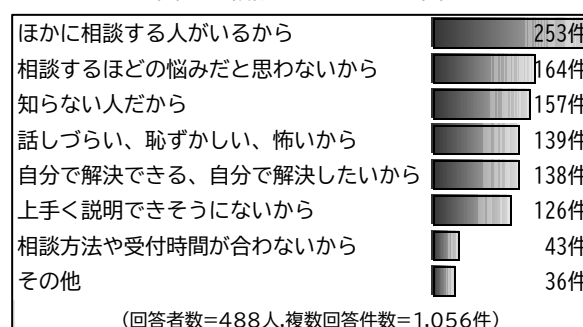


図9 相談してみたくない理由

(6) 副読本を活用した授業アンケート集計結果

小学6年生が授業で子ども条例を学ぶために作成した副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」は、子どもの権利擁護委員による市立小学校での出張授業で使用するほか、市立小学校の授業で子どもの権利や子ども条例等についての学習に活用されています。

副読本の活用状況を把握するため、市立小学校6年学級担任の先生等を対象に「子ども条例副読本活用授業アンケート」を実施しました。アンケート実施期間は、令和8年1月8日から1月30日までで、回答件数は35件でした。

副読本を用いた授業の平均時数は、1.89時間でした(表1)。2時間以下という回答は全体の7割以上を占めています(図1)。

平均授業時数：1.89時間

時数	回答件数
1時間	18件
2時間	8件
3時間	5件
4時間	3件
5時間	1件

表1 副読本を用いた授業時数

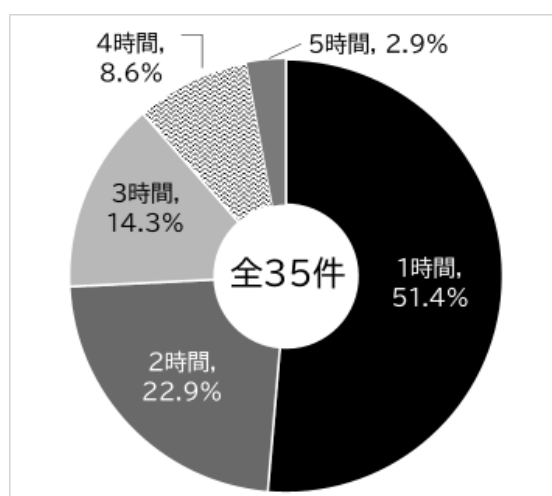


図1 授業時数の内訳

授業で扱われた見開きごとのページでは「西東京市子ども条例」が82.9%と最も多く、次いで「権利とは」が74.3%となっています(図2)。

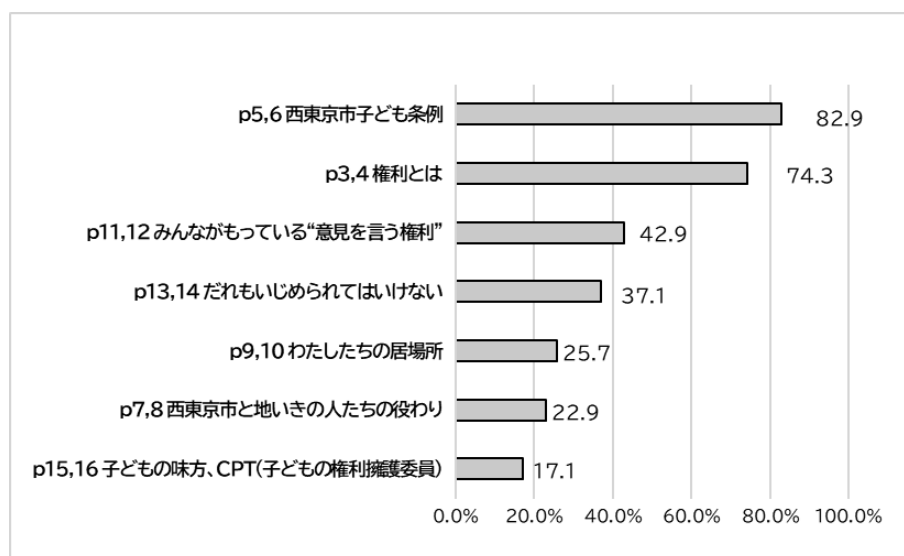


図2 授業で扱われた見開きごとのページの割合

2 おとなへの広報

(1) 子ども条例市民講座

令和7年7月26日(土)、コール田無において、子ども条例市民講座を開催しました。第1部を「子どもの権利擁護委員令和6年度活動報告会」とし、1年間の活動内容を擁護委員が事例も交えて説明しました。第2部の座談会では、「教えてもらおう、子どもの気持ち～私たちは子どもの気持ちをきくことをあきらめない～」と題して、柳中放課後カフェ実行委員会 島崎里子さん、児童養護施設聖ヨゼフホーム副施設長(当時) 松本恵理加さん、ぽくルーム若者スタッフ 松本雄喜さんに御登壇いただきました。声を出しにくい子どもたちの声を私たちは、どうしたら聴くことができるのかをテーマに、不登校当時には、言えなかった気持ちのお話を中心に、子どもたちとの関わりの中で無理に話を聴きだそうとしない温かいまなざしなど、擁護委員と意見交換を行いました。子どもの権利を守るために私たちおとなが日常生活で気をつけたいことを考えるきっかけの場となりました。



(2) 保護者、支援者向けの研修

令和7年度は冬休みの前後2回に分けて、学童クラブ指導員の研修を担当させていただきました。放課後の「生活の場」である学童クラブは、子ども同士だけでなく、子どもと指導員とが近しく接することができるのが良いところですが、その「心地よい距離感」は子どもにより様々です。当年度は、「子どもの権利を尊重する学童保育～ちょっと立ち止まって考える」と題し、子どもの権利や子ども条例に関する基本を押さえた上で、「子ども同士のいじり、あおり」「活動についてのルール」をめぐる学童クラブでありがちな場面を想定して、「子どもの権利を尊重した対応」を議論しました。子どもへの声掛け、子どもの行動の背景への洞察、ルールのブラッシュアップと子ども参加など、様々な視点から真剣な議論・発表がなされました。

保護者や支援者向けの研修には、ほかに、学校の道徳授業地区公開講座等様々なメニューを御用意しています。ぜひ御活用いただきたく、お気軽にお声がけください。

第4 その他の活動

以下では、相談に関わる業務や広報・啓発活動以外の活動状況について紹介します。

1 擁護委員の講師派遣や参加

日 付	内 容
令和7年5月14日	視察受入れ（東村山市）
令和7年5月16日	武蔵野大学中西ゼミ授業 ・子どもたちに相談してみようと思ってもらうために
令和7年5月22日	視察受入れ（杉並区）
令和7年12月23日	学童クラブ指導員研修会（児童青少年課）
令和8年1月20日	・子どもの権利を尊重する学童保育 ～ちょっと立ち止まって考える

2 研修

（1）外部研修

日 付	内 容
令和7年10月4日	第2回子どもの相談・救済機関 首都圏フォーラム
令和7年10月27日	相談支援の基本
令和7年11月28日	ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室） 令和6年度活動報告会
令和8年2月7日	「地方自治と子ども施策」 ～2月8日 全国自治体シンポジウム 2025 三芳町

（2）庁内研修

日 付	内 容
令和7年10月25日	養育家庭体験発表会
令和7年11月19日	子どもの非行の現状と問題行動の見立てや支援
令和7年11月28日	一時保護の現状と保護解除後の地域との連携

<市内関係機関との交流>

子ども家庭支援センター（当時）・教育指導課・教育支援課
柳中放課後カフェ・子ども食堂

一年を振り返って

子どもの権利擁護相談・調査専門員

関根 亮介

七年間の相談・調査専門員としての活動を振り返るとき、真っ先に浮かぶのは、子どもたちのまっすぐな目です。子どもの声を聞くことの責任を私に感じさせると同時に、子どもたちが私に寄せてくれる信頼が、いつも静かに私の背中を押してくれていました。ただ正直に申し上げると、自身が余力のなさや対応力の限界を感じているとき、その純粋なまなざしが強いプレッシャーに感じられることもありました。本来、心から望んでいたはずのものが、時に重く感じられる——その両価的な感覚は、子どもたちに真剣に向き合おうとする全ての人が感じる感情なのだと思います。

保護者をはじめとする子どもを取り巻く様々な方との調整や連携の中でも、こういった思いを抱えていらっしゃる姿を、何度も目にしてきました。そのはざままで葛藤しながらも、子どもたちに向き合い続ける皆様の姿が、私自身の支えでもありました。はつらつとした姿に刺激をいただき、苦悩を分かち合う場面では自分もこの仕事に誠実でありたいという気持ちを新たに——そんな場に身を置けたことは、私にとって代えがたい経験でした。

もともと法律関係の仕事をしていた私にとって、相談・調査専門員としての活動は、未知の領域でした。前職では、一つの問いをとことん突き詰め、深く掘り下げることを大切にしてきました。しかし専門員の仕事は、その逆を求めるところがありました。問われていたのは、子どもを中心に置きながら、その子を取り巻く環境やシステムを全体として捉える、広い視野だったと思います。

専門員として働く中で、この仕事の本質はなんなのだろうと少しずつ考えてきました。専門員の役割は、問題に対して解決策を示し、ジャッジすることではないと感じています。子ども本人も言葉にできないモヤモヤした気持ちの深層にある「こうであつたらいいのに」という願いを一緒に掘り起こし、それを中心に置きながら、その子を取り巻くすべての方が心の中に抱く表面化されにくい希望や期待や苦悩をも丁寧にくみ取り、それらを対立なく一つの形へと一緒に編み上げていく——そういう仕事なのだと思っています。

子どもの権利擁護という活動は、一人ひとりの子どもの声に、社会がどれだけ丁寧に耳を傾けられるかを問い続けるものだと思っています。その問いに向き合おうとされている皆様、そして何より私と関わってくれた子どもたち全員に、心より感謝申し上げます。七年間、本当にありがとうございました。

2026 年 2 月 28 日の朝、イランの子どもの施設が爆撃された、というニュースが、ラジオから流れてきました。「えっ?」「子どもの施設?」その瞬間、なんとも言い表せない、重たいものが体の奥深くから湧き上がってくるのを感じていました。

私は、西東京市子ども相談室が開室した 2019 年の翌年から、ほっとルームに勤務しています。

「子どもの権利とは何なのか」をあまり理解していませんでしたので、たびたび擁護委員に質問していました。その時、丁寧に説明してくださり、優しい御指導があったからこそ、今も専門員を継続できていると思っています。

この活動報告書を御覧になる方々には、今更ということかもしれませんが、私が最初に学んだことは、「子どもの権利条約」のこと、そして「子どもの権利条約の父」と呼ばれるヤヌシュ・コルチャック氏のことでした。

たまたま、2024 年 4 月に東京都人権プラザで「こどもの権利のためにーコルチャック先生とこどもたち」という企画展があることを知り、出かけました。とても有意義な時間でした。

第二次世界大戦中、コルチャックは、孤児院の子どもたち約 200 人と一緒にトレブリンカ絶滅収容所に送られ、非業の死を遂げました。「子どもは生まれたときからおとなと同じ一人の人間であり、その権利が尊重されなければならない」とするコルチャックの考えは、1989 年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」に受け継がれています。

子どもは未来への可能性を秘めたかけがえのない存在です。しかし、成長する途中にあり、弱い立場にある子どもの権利はないがしろにされがちです。今を生きる子どもたちが、自分らしく健やかに育つことのできる環境を作ること是一切のおとなに課せられた責務と言えるでしょう。

(令和 5 年度東京都人権プラザ企画展

「こどもの権利のためにーコルチャック先生とこどもたち」展示パネルより引用)

人権は、平和であってこそ、成立します。子どもの権利は、なおさらです。

「子どもの権利条約」「子ども条例」の一番近くにいる私たちが、「平和」を守るためにできることはなんなのだろう、と日常の生活に追われ、流されながら、アップアップと息継ぎをしながら、その時々子どもの権利条約やコルチャック氏の残した言葉を自分の中に取り込みながら、考えています。

そんな日々の中、「広報にしとうきょう」(2026 年 3 月 15 日発行)の一面、施政方針の記事に、これからのまちづくりに向けて、「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」「恒久平和への願いを市民とともに取り組む平和施策」が掲げられていた記事を読み、ほっとしました。

私たちは、相手に見せることのできない心を、物で表し、態度で示し、言葉に表現して相手に伝えようとしています。

私のこの一年を振り返りますと、いろいろな相談の対応をさせていただきました。その中で大切にしたいと思ってきたことは、相手の話を静かに丁寧に聴くことでした。ですが、その「丁寧に聴く」とは、どのようにして差し上げることなのでしょう？毎回悩みながらの自分があります。もちろん、目の前にいる人を尊重することが前提としてあります。何かで困っている時、痛みやつらさ、悔しさ、悲しさ、憤りを抱えている時に、その思いをほっとルームにつながってきた方々は、勇気をもって伝えてくださいました。これは簡単なことではないように思います。だからこそ、お一人お一人の思いを共有できるようにゆっくり、聴く姿勢を心がけてきたつもりでした。しかし、はたしてどうだったのでしょうか。相づちをうちながら、話を聴かせていただきました。聴いていて急に黙ってしまっても、語り始めるまで待つ姿勢でいました。ですが、その状態は、正直ドキドキしました。また、どんな内容のおはなしでも、一切否定せずに聴き続けることの難しさも教えられました。

牧師であり神学者の藤木正三氏は、「正論とは、道理は通っているが人間には届いていないせつかさです。道理は通っていないが人間には届いているゆるやかさ、それを愛と言います。」と語っています。人には抱えきれない弱さがあります。その弱さに人の温かさ、愛が触れた時、頑なな心は静かに溶けて自分の弱さや、非を認め、少しずつ前に進めるのかもしれないですね。

自分と相手の意見を対等に尊重しながら、率直に自分の考えや気持ちを伝えるコミュニケーション手法を「アサーション」と言います。事実と感情を分けて伝える方法です。たとえば、「お食事に行きましょう」と誘われたら「無理です」と一方的に返したり、「いいですよ…」と受動的に伝えるのでもなく「ありがとうございます。ただ、私の時間がある日をいくつかお教えしますので、都合が合う日はどうでしょう？」と、いった感じで伝えるとどうでしょう。このアサーションという手法を自分はしっかり守れたかどうか。このことを含めて一年を振り返りますと反省する場面がいくつも思い出されますが、子どもたちにはこの手法を身に付けてほしいと思っています。もちろん、その前に私自身も含めたおとなが、子どもたちの見本となるような【愛】のある人間関係を築けるようにしていけたらいいですね。

さて、新年度が始まっています。共に携わる心強い仲間も加わりました。それぞれが自分を大切にしながら、今日もどこかで「心の助けを求めている子どもや、その御家族様」の小さな添え木となり、三人のCPT（子ども権利擁護委員）の補佐として私も成長できるように、そして更に共にチーム一丸となって「ほっとルーム」がその役割を果たせるように、微力ながらお手伝いさせていただけたら幸いです。

西東京市子ども条例

平成30年9月19日条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援（第5条—第7条）

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進（第8条—第14条）

第4章 子どもの相談・救済（第15条—第23条）

第5章 子ども施策の推進と検証（第24条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしています。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしています。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまちにしています。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、

そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市（以下「市」といいます。）全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1） 子ども 市内に在住、在勤、在学

その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。

(2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。

(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

（市等の役割）

第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。

2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとします。

4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとします。

5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとします。

（連携）

第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとします。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとします。

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

（保護者と家庭への支援）

第5条 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。

2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。

（育ち学ぶ施設とその職員への支援）

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。

2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなら

りません。

- 3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。

(地域と市民への支援)

第7条 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。

- 2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。

- 3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めなければなりません。

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(虐待の防止)

第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。
- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利侵害への対応)

第9条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

- 4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。

(子どもの貧困の防止)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。

(健康と環境)

第11条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。

- 2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。

(子どもの居場所)

第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。

- 2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの意見表明や参加)

第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。

- 2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることができるよう普及に努めなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。

- 3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければなりません。

第4章 子どもの相談・救済

(子どもの権利擁護委員の設置)

第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

(定数と委嘱の基準)

第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。

- 2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第18条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。

(擁護委員の職務)

第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進するこ

と。

- 2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（要請や意見表明の尊重）

第20条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。

- 2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

（擁護委員の独立性の確保と活動への協力）

第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

（見守り等の支援）

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

（活動の報告と公表）

第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

第5章 子ども施策の推進と検証
（推進計画）

第24条 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本と

なる計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。

- 2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。

- 3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。

（推進体制）

第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。

- 2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。
- 3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとします。

（検証）

第26条 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。

- 2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとします。

第6章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から

施行します。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行します。(平成31年1月規則第2号で、同31年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 市は、前項ただし書の規則で定める日前においても、擁護委員等の設置に係る事務に関し必要な準備行為を行うことができます。



西東京市子ども条例施行規則

平成30年9月20日規則第28号

改正

平成31年3月29日規則第25号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 西東京市子どもの権利擁護委員（第4条—第15条）
- 第3章 西東京市子ども相談室（第16条・第17条）
- 第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、西東京市子ども条例（平成30年西東京市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例が適用される子どもの範囲）

第3条 条例第2条第1号ただし書に規定するこれらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者とは、18歳又は19歳の者であって、次に掲げる者とする。

- （1） 18歳未満の者が通学することができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校（以下「学校等」という。）に通学する市内在住の者
- （2） 市内の学校等に通学する市外在住の者
- （3） 市外の学校等に通学し、かつ、

市内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童厚生施設を利用する者

（4） 市内に存する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）に入所している者

（5） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第2章 西東京市子どもの権利擁護委員

（兼職の禁止）

第4条 条例第15条に規定する西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

（相談及び救済の申立て）

第5条 何人も、擁護委員に対し、市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する子どもの権利侵害について、文書又は口頭により相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、擁護委員又は条例第18条に規定する相談・調査に関する専門員（以下「相談・調査専門員」という。）が行うものとする。

（申立書等）

第6条 申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がや

むを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

（調査等）

第7条 擁護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第19条第1項第2号に規定する調査をするものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 擁護委員及び相談・調査専門員の行為に係るものである場合
- (4) その他調査をすることが必要でない又は適当でないと擁護委員が認める場合

- 2 擁護委員は、前項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書（様式第3号）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の同意）

第8条 擁護委員は、前条第1項の調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書（様式第4号）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状

況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

（調査の実施）

第9条 擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等（以下これらを「関係機関等」という。）に調査実施通知書（様式第5号）により通知した上で、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

（調査の中止等）

第10条 擁護委員は、調査の開始後に、第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第8条の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は前条の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（様式第6号）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第11条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（様式第7号）によりその結果を通知するものとする。

(調整)

第12条 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第19条第1項第3号に規定する調整をするものとする。

(要請及び意見)

第13条 擁護委員は、条例第19条第1項第3号に規定する要請をし、又は同項第4号に規定する意見を述べる場合は、市長にその内容を通知した上で、要請・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第9号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(西東京市子どもの権利擁護委員の会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する西東京市子どもの権利擁護委員の会議(以下「擁護委員会」という。)を設置するものとする。

2 擁護委員会に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会は、代表擁護委員が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。

第3章 西東京市子ども相談室

(西東京市子ども相談室の設置等)

第16条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、西東京市子ども相談室(以下「相談室」という。)を設置する。(相談室の利用日、利用時間等)

第17条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとする。

利用日	利用時間
月曜日から金曜日まで	午後2時から午後8時まで
土曜日	午前10時から午後4時まで

2 相談室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用時間外に執務室を利用することができるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第25号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

機関紙

第 13 号 (5 月発行)

ほっとルーム通信 第 13 号
2023 年 5 月発行

☆ 読んで読んで読んで、お家の大人にも読んでいただけたらいい☆

ほっとルームの看板を作りました！

今年 6 月 11 日(日)に、ほっとルームは開業 10 周年を迎えました。
ほっとルームではお祭りに来た子どもたちに、ほっとルームの看板作りに参加してもらいました。小さなシールにみんなの文字を書いて、シールをたくさん貼って、大きな看板を作りました。全席で 260 枚のシールが並び、力合わせで完成しました。完成した看板は、ほっとルームの裏にかざりました。みんなありがとう。

「ほ」と「ー」は違ってました(´▽`)

お祭りにはお手をきいていて、おうちでもたくさん練習した。

1 ページ

10 月にイベントがありました。
ほっとルームは、今回もストラップ作りをしました。場所は西東京市子ども未来館の前です。
参加人数が多かったので、今回は 2 レーンに増やしました。参加してくれたみなさん、どうもありがとうございました。

西東京市子ども未来館
ほっとルーム
(〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館ビル 2 階 子ども相談室 ほっとルーム 前)

ほっとルームに新しいメンバーが加わったよ

みなさんこんにちは。新メンバーです。担任と担任をしています。人の話をよく聞いたり、優しく接することが得意です！担任と担任が子どもの権利擁護委員になるのだから、と覚えておきました。それは、担任の仕事が人の権利を認めることにあるから、ではないかなと思います。「権利」の勉強って、難しいところもあるけれど、とても身近で大切なものです。例えば、誰かのお子さんの権利なんですよ。担任は、お友達から話を聞いていただくお手伝いをします。私も西東京市の子どもの権利を認めるために、たくさん勉強させていたただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

ほっとルームの問い合わせ先はこちら

〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館ビル 2 階 子ども相談室 ほっとルーム 前

TEL 0120-9109-77
FAX 042-439-6646

お問い合わせ先はこちら

〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館ビル 2 階 子ども相談室 ほっとルーム 前

4 ページ

これがほっとルームレターだ！！

ほっとルームレターの使い方

①書く
書いてもらいたいこと、なまえ、住所、連絡の方法を書いてね

②折る
のりをついたら、ふたの形になるように折ります

完成

③郵便ポストに入れる
ふたの形になったら、後はポストに入れるだけ。茶色の郵便ポストを探してね
※ お家のポストではありません

☆ ほっとルームでは、電話・メール・ファクス・手紙・直接来てお話しでも大丈夫。自分に合った方法で相談して下さいね。くわしくは次のページへ

ほっとルームレターは、切手をはらずに送ることができます
ちやちやしている…
話を聞いてもらいたい…
そんなことがあったら使ってください
楽しいお話も待ってるよ

こんな感じでもOK 気軽に使ってね
箱を毎日、力いっぱい
使ってください

～小学生・中学生のご意見募集～
ほっとルームレターをきいたとき
どこに書いてあるといいですか

ほっとルームからの返事は、おうちで待つことができます。おうちで待つときは、おうちで待つことができます。

ほっとルームからの返事は、おうちで待つことができます。おうちで待つときは、おうちで待つことができます。

ほっとルームからの返事は、おうちで待つことができます。おうちで待つときは、おうちで待つことができます。

2～3 ページ(見開き)

第14号(11月発行)

子どもの権利条約・祝賀誌 西東京市子ども家庭課 まっことルーム

ほっとルーム通信 第14号

2025年11月発行

あなたがお読みになったら、お喜の人も読んでもらって嬉しいわ。



ほっとルームリーダーを知っていますか？

ほっとルームリーダーは、助産をはたらきホストに由ることができるお事職です。
今年度から、ほっとルームスタッフによる相談を始めました。市内の小・中学校や、保育園にリーダーを遣っています。毎月のリーダーには、心をめてお事申ししています。

お電話のかけ方
お申し込みをお願いします。




ここからあつていよう！



性別	年齢層	人数	割合 (%)
女性	20代前半	1人	100%
男性	20代後半	1人	100%
女性	30代前半	1人	100%
男性	30代後半	1人	100%
女性	40代前半	1人	100%
男性	40代後半	1人	100%
女性	50代前半	1人	100%
男性	50代後半	1人	100%
女性	60代前半	1人	100%
男性	60代後半	1人	100%
女性	70代前半	1人	100%
男性	70代後半	1人	100%

ほっとルームでは、子どもからのどんな相談でも受け付けています。会って話す・電話・メールなどでも相談ができます。

「ほっとルームに相談するぞ！」って考える、ちょっと苦しそうでもよいね。

でも、ほっとたいのに、最近あつたことを書いて、つってめようかな…という感じだったらどうでしょうか？ じっくり読んで、大事にお返事をしています。

よかったら、みなさんの「最近あったこと」を伝えてみてくださいね。



CPTで参加した

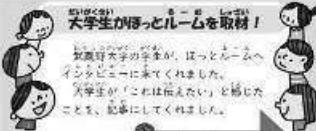


取材に来てくれた
公益財団法人 みなさん（前掲）

大学生がほっとルームを取材！

取材に来たのは、公益財団法人 みなさん（前掲）の大学生が、ほっとルームへインタビューに来てくれました。

大学生が「これは伝えたい」と感じたことも、記事にしてくれました。



次のページを見てね

1ページ



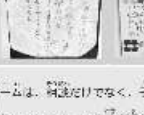
「はっ」といふ 友の電話（苦）
や、ムビオスへの参拝状（泣）
を作りました。



お絵かきや折り紙のほかに、
「どうしてか」と何人かで遊
びながらのりきります。



「ふんふん、和紙の紙に
手紙ののりきりをつく
りました。」



「はっ」といふ、何となく、子と母のすき、ふだんは相違を繰り返している
スタッフといっしょに、ひと時を過ごす場所でありたいと思っています。
「ほかにしごきんことができたらいひい」を覚えてもらえると、うれしいです。



西東京市子ども相談室

はっとしるーも

P.F. (Public Front Office) 子どもの笑顔を守る会

どんなことでも相談できます。
名前を言わなくても大丈夫。
あなた自身が一番よいと考える方法を
いっしょに考えます。



相談時間

平日 午後2時～午後5時
土曜日 午前10時～午後4時
日曜・祝日・年末年始は休み

相談方法

電話・メール・はっとしるーも・手紙・郵送・
あてておきます。（お電話は通話料のこ
とをのりきり、あなたに負担をさせません。）

電話

フリーダイヤル 0120-9109-7 7
通話料相談と無料です。
所々に公共電話からも通話することができます。

〒162 0005
西東京市日吉町6-15-6
福音堂ビル2F2号
子ども相談室（はっとしるーも）第

主 線



〒162 0005
西東京市日吉町6-15-6
福音堂ビル2F2号
子ども相談室（はっとしるーも）第

主 線



〒162 0005
西東京市日吉町6-15-6
福音堂ビル2F2号
子ども相談室（はっとしるーも）第

主 線



4ページ

[illegible]

2～3ページ(見開き)

啓発品等



ほっとルームレター表面



中面



三つ折りリーフレット



相談PRカード
(表と裏)



のぼり旗



ポスター



市立小・中学校で使用しているタブレットの壁紙



〒202-0005 西東京市住吉町6丁目15番6号
 住吉会館ルピナス2階
 西東京市子ども相談室 ほっとルーム



フリーダイヤル ク イ ッ ク なやみなし
 相談専用電話 0120-9109-77

メールアドレス kodomosoudan@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>

西東京市子ども条例

機関紙

メール相談受付フォーム



西東京市子どもの権利擁護委員

令和7（2025）年度活動報告

令和8（2026）年7月 発行

編集・発行／西東京市子ども相談室 ほっとルーム